

議事日程（第 4 号）

平成30年 9 月18日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分の承認について
（専決第 4 号）平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第 2 号）
の専決処分について
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分の承認について
（専決第 5 号）平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第57号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第58号 新温泉町地域活動支援センター条例の廃止について
- 日程第 7 議案第59号 公の施設に係る指定管理者の指定の変更について
- 日程第 8 議案第60号 字区域の変更について
- 日程第 9 議案第61号 平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負契約の締
結について
- 日程第10 議案第72号 肉用牛生産施設建築工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第63号 平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第12 議案第64号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
3 号）について
- 日程第13 議案第65号 平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第14 議案第66号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 日程第15 議案第67号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予
算（第 2 号）について
- 日程第16 議案第68号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予
算（第 2 号）について
- 日程第17 議案第69号 平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第
1 号）について
- 日程第18 議案第70号 平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第19 議案第71号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）に

| | | |
|-------|--------|--|
| | | ついて |
| 日程第20 | 認定第1号 | 平成29年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第2号 | 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第22 | 認定第3号 | 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第23 | 認定第4号 | 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第24 | 認定第5号 | 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第25 | 認定第6号 | 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第26 | 認定第7号 | 平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第27 | 認定第8号 | 平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について |
| 日程第28 | 認定第9号 | 平成29年度新温泉町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第29 | 認定第10号 | 平成29年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第30 | 認定第11号 | 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について |

本日の会議に付した事件

| | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 諸報告 | |
| 日程第2 | 報告第5号 | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第3 | 承認第3号 | 専決処分の承認について (専決第4号)平成30年度新温泉町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について |
| 日程第4 | 承認第4号 | 専決処分の承認について (専決第5号)平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について |
| 日程第5 | 議案第57号 | 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第58号 | 新温泉町地域活動支援センター条例の廃止について |
| 日程第7 | 議案第59号 | 公の施設に係る指定管理者の指定の変更について |
| 日程第8 | 議案第60号 | 字区域の変更について |
| 日程第9 | 議案第61号 | 平成30・31年度新温泉町(新)残土処分場建設工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第72号 | 肉用牛生産施設建築工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第63号 | 平成30年度新温泉町一般会計補正予算(第3号)について |

- 日程第12 議案第64号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第65号 平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第66号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第67号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第68号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第69号 平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第70号 平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第71号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 認定第1号 平成29年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第2号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第3号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第4号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第5号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第6号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第7号 平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第8号 平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第28 認定第9号 平成29年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 認定第10号 平成29年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第30 認定第11号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

出席議員（14名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 池 田 宜 広君 | 3 番 岩 本 修 作君 |
| 4 番 阪 本 晴 良君 | 5 番 森 田 善 幸君 |

| | |
|-----------|------------|
| 6番 中井次郎君 | 7番 重本静男君 |
| 8番 小林俊之君 | 10番 宮本泰男君 |
| 11番 河越忠志君 | 12番 浜田直子君 |
| 13番 平澤剛太君 | 14番 竹内敬一郎君 |
| 15番 中村茂君 | 16番 中井勝君 |

欠席議員（2名）

| | |
|----------|---------|
| 2番 太田昭宏君 | 9番 谷口功君 |
|----------|---------|

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

書記 中井勇人君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|-------|---------------|-------|
| 町長 | 西村銀三君 | 副町長 | 田中孝幸君 |
| 教育長 | 岡田耕治君 | 温泉総合支所長 | 太田信明君 |
| 牧場公園園長 | 池内俊久君 | 総務課長 | 仲村秀幸君 |
| 企画課長 | 井上弘君 | 税務課長 | 長谷阪治君 |
| 町民課長 | 谷田善明君 | 健康福祉課長 | 森本彰人君 |
| 商工観光課長 | 岩垣廣一君 | 農林水産課長 | 松岡清和君 |
| 建設課長 | 山本輝之君 | 上下水道課長 | 北村誠君 |
| 町参事 | 土江克彦君 | 浜坂病院事務長 | 吉野松樹君 |
| 会計管理者 | 中村光春君 | こども教育課長 | 西村徹君 |
| 生涯教育課長 | 川夏晴夫君 | 調整担当 | 中島昌彦君 |
| 代表監査委員 | 川崎雅洋君 | | |

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第89回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われていますので、その結果の報告、提出議案であります条例改正、一般会計補正予算などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決を得ら

れますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。

冒頭まず、仲村事務局長のお父さんがお亡くなりになったということで、心よりお悔やみを申し上げます。

また、大変訂正など誤りがありまして、おわびを申し上げたいと思います。

それでは、定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

休会中にはそれぞれの委員会におきまして課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

朝夕は随分と涼しくなってきました。ことしは秋の長雨の影響で小・中学校の運動会の日程が一部延期になるなどの影響も出ました。天気がすっきりしない中での運動会もありましたが、生徒の皆さんが力を合わせ一丸となって頑張っている姿を拝見し、大変頼もしく感じました。

また、昨日は照来地区敬老会、居組地区敬老会など出席をさせていただいております。

本日の定例会、報告案1件、承認案2件、条例案2件、追加議案1件を含む事件案4件、一般会計、特別会計及び企業会計に係る補正予算案につきまして御審議をお願いいたしたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、第89回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る9月6日の会議以来それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会が9月10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務教育常任委員会の報告を行います。

9月10日、税務課、こども教育課、生涯教育、企画課、総務課、5課の所管事務調査を行いました。

まず、税務課であります。

報告事項は2件ございました。

平成30年度の町税等徴収実績、賦課状況についてであります。一部若干質問がありましたので、披露いたします。

入湯税の滞納理由は何かと。倒産事業者、業績不振によるものと。

また、住民税所得割で漁業、畜産業が伸び、2次、3次の変化があるが、ほかの産業なりはどうかということでありました。給与所得は、やや伸びておると。廃業もありますが、営業や建設業も落ち込んでいないと、そういう内容でありました。

中小企業設備投資による減免についての申請状況については、来年度からの適用で商工観光課所管で申請が出ているようだ、という状況でありました。

次に、こども教育課であります。

報告事項は6件ございました。

平成30年度の工事発注状況であります。トイレで北小女子トイレの洋式化の改修があるようだが、全体ではどうかに対して、また男子はどうかということがありました。今回は女子トイレを先行したが、今後は計画的に男子も行いたいと。

また、ブロック塀の危機工事がなされたが、目隠しの効果、目隠し対策がないのではないかと。今回は安全対策が第一の目的での工事でありますということでありました。

続いて、平成30年度の各学校事故及び不登校の報告がありました。新学期が始まり、不登校等の発生が気になる時期となつると。本町の状況はどうかということがありますが、全国的に8月末が山となっておると。その旨を現場で状況というか、指導をすると。報告によると大きな状況変化はないようだということ。

それから地方創生の報告資料にある児童生徒の問題行動の件数が目標値より高く、多くなつるとという状況がある。なぜかということ。また、子育てパンフの作成はどうなってるのかということ。そういう中で問題行動の見方が細分化された、そういう部分で件数の数字が伸びたということがありました。パンフは10月に発行したいと、そんなような内容でありました。

新温泉町立浜坂認定こども園の整備検討委員会の経過概要が示されました。多くの質問がありました。

認定こども園の改築の件で津波3.4メートルを想定し、5メートル以上の候補地で当初向かったと。その後、浸水区域が発表され、現位置で進んでおると。大雨洪水対策がこれでいいのか。今までの流れで検討委員会が持たれているが、津波環境が変わって大庭改築のこともあると。改めて町のこども園対策から始めるべきではないかと、そういうこと、また教育委員会は一体何をするとこなんだろうかと、そういう議論が必要ではないかということでもあります。大庭、浜坂の今後ということの議論ができてるのかということ。そういう中で浜坂、大庭を統一すべきであると、そういう意見が出ておりました。それに対して、老朽度としては浜坂、大庭も些少、大きな差はないということ。大

庭を先行する合理性はないということ。ゼロ歳児、障がい児保育料無償化の動きに対応できるようにしたいと。教育委員会で町のこども園対策の議論も行い、整理をしたいと、そういう答弁でありました。

津波、高潮、豪雨、それやら園児数の減少が見込める現状で今までの経緯はあるが、英断を下すのが政治であると、またトップの責任であると。財政的な負担が少ないとあるが、2園の整備となると行政負担がさらに増加すると、そういうこれは意見でありました。

また、現行資料ですが、事務局案で進んでいるのかということで、現行案は第2回の検討委員会で絞った結果が事務局案として出てると。候補地は私有地が含まっており、事前に打診はしてると。子供は大事であると。手厚い施策は投資と思う。しかし、我々議員は将来の町の姿を見なければならない。現実として園児のシミュレーションやデータで総合的に判断されるべき。教育委員会での議論も不足しているような気がする。半端な議論では最終議案審議で同意が得られない可能性もあると。もっと議論して強い根拠で向かってほしい、そういう意見がありました。

その他教育委員の辞表提出があったが、辞職の理由は何か。後任の選出はどうかと。また、空白でいいのかと。残任期間も含めて後任を決めてはどうかのいろんな質問に対して、継続を打診していたが、理解が得られなかった。後任は、任期満了後で選任したい。残任期間の就任はできなかつたと。法的には問題ない、そういう内容でありました。

その他詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項であります。今定例会に提出された承認、補正予算（第2号）と、それと議案第63号の2件でありました。

承認、補正予算（第2号）は、専決補正でありましたが、専決要件を満たしているのかという質問がありました。緊急性があつて、もちろん議会軽視ではありませんと。危険回避、夏休み中に工事を完了したかつたと、そういうところで急いだと、そういうことでありました。

採決の結果、承認第3号、補正（第2号）は、賛成の多数で承認しました。

補正予算（第3号）での主な質問ですが、委託料の中身について不動産鑑定料の予算額は74万円、大庭認定こども園の耐震は324万円、防火設備定期報告業務は建築基準法の改定でことしから義務化されたと。報告は毎年必要だということでありました。

補正（第3号）の採決をする段にあつて、74万円の鑑定料を認めることは現在の認定こども園の候補地を認めることにつながると、もっと整理すべき点や課題もあるため反対したいと、そういう意見が出まして、賛同願いたいと、そういう意見が出ました。

そういう中での採決でありまして、賛成少数で否決となったものでございます。

次に、生涯教育課であります。報告事項8件ありました。

平成30年度生涯教育施設の利用状況であります。

質問として、B&Gの艇庫、昆虫館などの地元利用はどうかと、もっとふるさと教育

に活用すべきではないかということではありますが、毎年青推協やPTAで申し込んでもらっていると。ことしは4件であったと。天候が悪くて1件になってしまっるとが、毎年利用していただいていると。

また、加藤文太郎図書館の利用で資料室の利用が伸びている。墓の案内地図で現地の工夫が要ると思うと、そういう質問でありましたが、展示室は町外利用がほとんどであります。山岳図書を目当てにおいでになった方や地元学校の児童が学年単位で利用も含まれておりますと、数字として。もっともっと地元で啓発したいと。また、墓は、関係者の方の力もかりながら工夫して案内をしたいと、そんな内容でありました。

平成30年度北前船寄港地諸寄講座について質問がありました。北前船の事業が進んでいるが、1次認定の組織とのかかわりには対して、協議会に加入し、今回認定になった地域に情報提供等一体で進んでいると。今年度中には統一した発信ができると思うという見解でありました。

その他詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、一般会計補正予算（第3号）のみでありまして、質疑として、一般寄附の中身は、寄附の活用実績は後でわかるのかと、そんな質問がありました。西日本災害でB&G施設の被害について見舞金的な寄附を行っていると。寄附の実績は、後日にB&G財団から報告があるということがありました。

結果、補正予算（第3号）については、委員会として承認したところであります。

次に、企画課であります。

報告事項は8件ありました。

報告事項1番目の平成30年度公共交通の利用状況であります。交通政策で町民バス、タクシー、福祉タクシーを利用者の視点で見直すと聞いているが、ゆめぐり朝1便の対策も同時に進むべきだろうと、そういう質問でありましたが、日交との協議は進めておると。難しい点もあるが、さまざまな角度で進めたいということでもあります。

ケーブルテレビの加入状況の件で、夢ネットもあるが、要は八田地域ですかね、93局に民間の動きが出てきたと。どこまで情報を持っているのかという質問に対して、NTTは92局を網羅しており、93局はないと。e o光は井土、竹田、千原、飯野、桐岡まで幹線が光となっていると。若干八田方面に延びてると、そんな状況の報告を聞いたところであります。今後、夢ネットの方向性も、夢ネット自体と方向性も早く出したいと、そういう答弁でありました。

また、4の地域おこし協力隊の要綱改正であります。地域おこし協力隊2名の湯村温泉担当は温泉天国のためか、採用要件の都市部とは何か、どこか、報酬の引き上げはできないのかという中で、機構改革ではなく、温泉の振興策として、そのスタッフとして確保を目指しておると。募集採用者は、制度上、三大都市圏、東京、名古屋、大阪在住の者になっている。報酬アップはスキルの必要性の違いで生じているという内容であります。

それから6番目に、まちづくり懇談会の結果であります。まちづくり懇談会は、よい事業だが、やり方、進め方を改善すべきと。初めての事業であり、工夫して行いたいということでありました。

温泉活用検討の状況であります。温泉活用について温め器や温泉スタンドは財産区との関係が深い。そういう部分で同意はできてるかの質問、また温泉のタンクローリーも必要と思われる、そういう質問でしたが、話はしておくと、今後協議は進めていくという内容でありました。タンクローリーも視野にあるということでもあります。

荒湯付近で子供のやけどがあったが、対処はということで、対応がきちっとできたと。その後の問題も発生しておらんと。危険表示に加えロープも張ってるとこだということでありました。

その他ですが、風力発電事業についてであります。風力発電で事業者から社会貢献事業を考えたい旨の申し出があったのかと。また、事業者の地権者への接触はあるのかと、そういう質問に対して、申し出はあったが、そのような時期ではないと返答したと。地権者への接触については承知してないということでもあります。

町も議会も反対の意向が強いが、対抗手段を考えているのか。現在のところ具体策は示されていないが、計画地が明確になれば所有権や法規制で対抗はできるという回答を得ました。

要望書が提出されているが、香美町での動きがあるのか。それについては承知していない。

県が経済産業省に出した意見書の中身を知りたいに対して、中身は町の意見を反映している内容だと。手持ちにあるため資料提出するということで、既に資料提出されとります。

その他については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項については、今定例会におきます補正予算（第3号）であります。質疑は、備品購入費の50万円、温泉温め器のみかということでありましたが、そのとおりということで、温泉温め器のみという50万であります。

採決の結果、賛成多数で承認いたしました。

次、総務課であります。

報告事項は4件ありました。

組織機構の一部見直し案についてであります。多くの意見があったところであります。

温泉天国課は企画立案、温泉天国課の仕事ですか、これは企画立案とあるが、温泉に関する事業を温泉天国課に全て移すのかということに対して、基本的には既存の事業を移行する考えはない。だから既存の事業については、もうそのまま今の課で対応するということでもあります。

温泉天国課、防災安全課は何名になるのか、人数であります。また名称はこれで決定なのか、また何をやるのかということでもあります。人数はまだ決定ではない。大きな

課にする気はない。両方とも課長が必要になる。名称は確定ではない。職員の意識啓発なり住民ともかかわり合える時間がふえると、そういうふうな答弁でありました。

機構改革で移住定住を企画が所管し、充実すべきではないかと。交通政策も一元化すべきということの意見がありまして、参考にしたいということでありました。

温泉天国課は町民センター内に置くとあるが、支所とのかかわりはどうかと。支所は、自治法の規定で管轄区域が限定されると。町全体で進めるために本庁直轄の課としたいと、そういう内容でありました。

1課1係は前例もなく、2課が新設では人員も必要になる。1課1係で人数がふえると、そんなことに対して、定員適正化で職員を減らしてきた経過もあるが、定員適正化も進んで、このあたりで方向を変えたいと、そういう内容でありました。

各課横断で推進するとあるが、本庁業務を町民センターに置くことは効果が見えない。防災においても人の増員で対応できるのではと。組織的に観光と温泉を切り離すことの弊害もある。既存の課の名称変更もあるのではないかと。関係条例の改正はどの程度あるのか、そういう質問がありました。単に温泉と商工、観光ということではなく、健康福祉や農業など広い視野で進めたい。関係条例についても一応把握はされてるようであります。

また、改正案に疑問を持つということがあります。従来からの行政ラインとの整合性、行革の視点などから妥当性が見えない。現状の組織の強弱で済む程度ではないかと。現状でもっと工夫する検討が必要ではないかということに対して、業務を見直すことも行革の一つであると。定員も安定してきていると。内向きの観点ではなく、外向きの視点で活路を見出していきたいと、そういう答弁でありました。

過去8年間に閉塞状態であったと。温泉地域がほっておかれた経過があると、そういう気がする。温泉地域の活性化のためにも温泉天国課の設置は賛同したいと、そんな意見がありまして、詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、議案第62号と議案第63号の2件でありました。

議案第62号については、教育委員会委員の任命同意であります。

従来提案理由に任期満了となる委員名を掲載していたが、残任期間はどうか。説明の中では、任期満了の予定の教育委員が8月の終わりに辞表を出されたと。それは受理したと。そういう部分で空白時間が起きると、そういうことがベースに言われました。答弁で、該当者が8月に辞任したことに伴い今空席になっておると。そういう部分で委員名が書けなかった。書けない状態にあると。また、残任期間の選任はできなかったということでありました。

議案第63号の補正予算(第3号)であります。主な質疑で地方債の補正で起債償還における交付税の算入、ふるさと納税の今後の見込み、手数料の積算額はという質問でありました。起債発行は、基本的にハード事業に充てるものであります。交付税での補填はそれぞれの起債で変わるが、代表的な部分では過疎は償還額の7割が交付税算入

されると。また、ふるさと納税の役務費、手数料ですが、今回ふるさと納税を3,000万アップを見込んでおるといこと、そのためにふるさとチョイスが4倍の1,200万、手数料が4.5%で、楽天が700万で、手数料が15%、残りは町扱いであります。3,000万の今中身であります。これから年末に向けての動きが活発化しますので、早期にこの内容を実施したいと、そういう内容でありました。

採決の結果、補正予算については全員賛成で承認したところであります。

陳情が1件ありました。正式付託ではありませんが、意見を皆さんに求めたところであります。

議会は既に意見書を提出していると。意見書3項目の実行状況を見ながら適宜適切に対応していきたい。一例としては、住民投票条例の制定なども視野にしながら動向を注視していきたいと。委員会として趣旨、内容は共通理解できるものと判断しますと。そんな陳情に対しての委員会としての見解であります。

閉会中の継続審査であります。継続審査8項目を議長に提出することといたしました。

以上、総務教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 総務教育常任委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち協議事項について質疑があればお願いいたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） お尋ねをいたします。こども教育課のところで平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についての中で土地鑑定料が大きな問題になったようでもありますけども、その中で委員長の報告では反対の理由として検討する事項がまだまだあるということでありましたけど、その具体的な内容とはどのようなものでしょうか、それをわかればお答えいただきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 認定こども園の整備検討委員会の経過概要で今申したつもりでおったんですが、認定こども園自体が建てかえということが昨年来進んできたわけですが、大きな要因は津波から子供たちを守る、これが第一要件であって、それに施設の老朽化ということもあわせて、その中から早期に移転改築したいと、そういう経過がありました。

それでこの3月に県が津波の正式発表をやってしてくれました。その中で浜坂地域3.4メートルだったと思うんですが、浸水想定図を見ればほとんど岸田川沿いについては浸水、小井津町を含めて若干浸水区域が出たんですが、それも予想をはるかに下回るというか、そういう状況でありまして、こども園なりそういうあのあたりについては津波では大丈夫という見解が出たところであります。

津波というのはいろんなこと考えられますが、今、兵庫県が想定した要は地盤が動くのと鳥取県が算定した地盤動くのとは違った部分があるんですけど、そういう見解出ま

したので、ということは第一要件がなくなったというところで、要はもう一回振り出しまで行かんにしてもある程度バックして物事を考えんとあかん違うかというのが委員会の一番の根本にあるという気がします。

そのもとに返るといふ部分においては、やっぱり認定こども園の改築ということが今の子供を取り巻く環境からいけばゼロ歳児の受け入れができないとか現実がありますから、大庭と浜坂についてはそういう解消はしていかなんといふことはもう絶対ありますから、ただし、大庭と浜坂の今後をどういふふうにするかといふことの議論ができてない。とにかく子供を津波から守る。いつ起きるかわからん。要はとっても曖昧な部分だった。だからそれをきちっと整理しなさいよと。教育委員会の中でどこまで整理されたんですかといふようなことを含めて今回委員会として、そういうことがされた後だったら物はわかるけど、ただ、今まで大庭、浜坂というラインをそのまま継承してずっと来てましたから、検討委員会もその中で検討してくれといふふうに言われたようでありますので、ですから、じゃ、どこの場でその大庭、浜坂の今後といふこと考えるのかと。だから基本の部分に立ち返ってもらって進めてほしいと、それが第一だったような気がします。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（6番 中井 次郎君） いいですよ。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ただいまの質問に関連してなんですけれども、先ほど報告の中で認定こども園を考える、そこで現在の敷地付近を想定されてる不動産鑑定業務についての執行はストップといふような意見があったといふことでお聞きしたんですけれども、関連して、今回の補正予算の中に大庭認定こども園の耐震診断。耐震診断といふのは、あくまで耐震補強をするといふことを前提にした業務であります。しかも大庭認定こども園については聞くところによると現在の建物の設計図書等がなくて、例えば鉄筋コンクリートの柱、はり等についても鉄筋をはつり出して調査をしないと精密な診断もできないといふことになります。それをしかも金額的にもかなり大きいといふところがありますので、本当に認定こども園のことを考えるのであれば、再考するのであれば大庭認定こども園の耐震診断を今回実施することについても非常に疑問が感じられますけれども、それについての協議はどうだったのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 今後、浜坂地域、大庭地域含めて認定こども園の移転なのか、現行でするのか別としても改築といふのは必要だなと、そんな気は持ちます。

そういう中で、じゃ、大庭の状態はどうなんですかといふことをやっぱりちゃんとつかむ必要があるし、それがあって2つについての今後の方向なりが出てくると、出しや

すいというところから、浜坂認定こども園についてはもうだめだよという評価ですから、ある分では大庭は置けるではないかというような多分思惑もあると思われるんです。ですからここで本当に子供たちがあそこで生活して大丈夫なんかということを確認してから、大丈夫なんか、どこまでもつのか、何が必要なんかということを確認しておく中でこの浜坂地域の認定こども園自体の今後を決めていくと、そういうベースの材料にすべき点では必要なことかなと。

ちなみに小学校は全て耐震強化できてますから、そういう部分では認定こども園の耐久度というか、そういう調査があってもいいという気があります。そういうふうに理解しております。

○議長（中井 勝君） 委員長、当局の答弁になってます。注意しときます。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） いや、そういうふうに理解しております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 認定こども園についてなんですけど、大庭と浜坂こども園をという件なんですけど、これについては検討委員会で合併については十分協議されたという認識が私のほうでは伝わっております。これは当然なんですけど、かねてよりの問題でありましたので、当然1期のときから出ておりましたし、それについては十分いろんな意見を加味していただいて検討していただくことがありがたいんですが、検討委員会の皆さんの議論というのも重んじるべきだと思うんですけど、その点どのように受けとめたらよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 浜田議員、協議事項について質疑をお願いします。協議事項じゃないですよ、今の質問は。委員会に対してですよ。何か保育園の検討委員会に対してというような意見ですけども、質疑になってないような気がするんですけど、いいですか。

○議員（12番 浜田 直子君） はい。

○議長（中井 勝君） とりあえず委員長、答えれば。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 認定こども園の整備検討委員会での様子というのは、僕が聞いたというか、聴取したところでは浜坂認定こども園を建てかえするというのを第一として、その候補地を探したりとか、そういう議論をしてきた。一部に大庭のこともあったかもわかりませんが、主はそうであったということ。また、当局もそういう投げかけをしてると。ですから今後の浜坂地域認定こども園のあり方という議論はできないように僕は聞いてます。

だからそれを改めてそうすることによれば新しい候補地ももしかしたら生まれるかもわからんし、そういう分ではそこまで立ち返って、ちゃんと今後の児童の推移とか出生を見ながらシミュレーションして、5年、10年後にはこうなるだろうと、そんなデータをもってしてそれが必要なかどうかということ判断しないと、浜坂にあったから

浜坂、大庭にあるから大庭、そうじゃない。だからそういう資料が出てないし、いみじくも浜田議員がおっしゃった検討委員会された。でも検討委員会で出たそういうお話を僕らは全然聞いてない。そんな資料見てない。だからそれを、いや、示してくれたらいいんだけど、大いに示してくれたほうが僕らも判断しやすい。

○議長（中井 勝君） 委員長、もうそれぐらいで。（発言する者あり）

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 済みません。申しわけない。

○議長（中井 勝君） あと質疑ないですね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） これで質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございます。

次に、産業建設常任委員会が9月11日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

岩本委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

9月11日に牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、4課の所管事務調査を行いました。

まず、牧場公園課です。

報告事項は6件ありました。

来園者の状況です。7月の来園者数が1万470人と、過去最低の来園者数でありました。理由といたしまして、例年にない猛暑日が続いたためということでございました。

若干の質疑ありました。4月にリニューアルをしました博物館の現在の状況はという質疑に対して、4月21日から8月末まで1万3,200人利用されていると。リニューアル前は全体の約7%でしたが、リニューアル後は16から21%の方が利用をされていると。中でも子供、ファミリー層がふえているという答弁でございました。

次に、8月19日にオーストラリアのチャールズ・スタート大学が視察に来られた際、通訳はできたのか。また、今後の対応はという質疑に対して、昨年から2回目の視察で、神戸大学の紹介で来られた。通訳は神戸大学の方がされていたという、対応については現在英語の解説板が設置をされているという答弁でございました。

次に、協議事項です。今定例会に提出される一般会計補正予算（第3号）の1件でした。委員会として了承いたしました。

次に、農林水産課です。

報告事項は9件ありました。

畜産クラスター事業についてです。平成30年度事業として新温泉町にアパート方式の牛舎、堆肥舎を整備し、新規就農者、規模拡大農家に貸し出しすると。31年3月には竣工する予定であります。

次に、切畑牛舎でございます。これはJAたじまが牛舎、堆肥舎を整備し、リースを行うということで、現在着工をしております。

次に、井土牛舎でございます。井土牛舎は、30年度中に事業実施は困難であるということで要望を取り下げ、来年度実施に向けて継続協議をするということでございます。

若干の質疑ありました。アパート牛舎の造成は終わったのか、また土地は賃貸で貸すのかという質疑に対し、造成は9月に完成する。土地は丹土の土地を借りているという答弁でございました。

次に、造成の費用はという質疑に対して、当初予算で計上していると。また、切畑牛舎はJAたじまが造成費を出しているという答弁でございました。

次に、リース契約は何年という質疑に対し、通常は17年という答弁でございました。

次に、有害鳥獣処理施設整備事業の進捗状況についてです。当初計画から始まり、3月には計画変更として、頭、爪先は減容化施設で処理をし、内蔵はグリーンパーク北但で処理をするという計画で変更するということでしたが、今回また最終計画として、頭、爪先の処理についてはグリーンパーク北但で2回燃焼試験を行い、受け入れ可能との判断を受け、減容化施設を削除し、一次加工施設のみの計画へと変更するということになりました。

また、加工業者のcambioさんはNPO法人で、多可町にある施設であるということでございます。

ここで若干の質疑がありました。有害処理施設の今後のスケジュールはという質疑に対して、設計業務は9月中に発生する。また、有害対象内の建設は年度内に完成をしたいという答弁でございました。

また、地元の説明でいい返事がないのはなぜかという質疑に対して、施設の建設に対しての反対はないが、臭気等場所で反対があるという答弁でございました。今後、地元の説明は並行をして進めているということでございます。

また、変更の場合は委員会に報告するべきという最後に強い意見がありました。

また、詳しい内容については、委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項でございます。今定例会に提出される議案第60号、63号、72号の3件でございます。

まず、議案第60号の字区域の変更については、委員会として了承いたしました。

次に、議案第63号の平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についても委員会として了承いたしました。

次に、議案第72号の肉用牛生産施設建築工事請負契約の締結について、これは追加議案でございます。

若干の質疑がありました。牛の排便はどう処理するのかという質疑に対し、2個の便槽を設置して、そこにため、加熱処理をするという答弁でございました。

これも委員会として了承いたしました。

次に、建設課でございます。

報告事項は6件ありました。

住宅耐震改修促進事業実施要綱の一部改正についてです。これも若干質疑がありました。耐震改修の住民周知をどうするのかという質疑に対し、広報紙、パンフレット等内容を簡単につくり、周知をしていくという答弁でございます。

詳しい内容については、委員会資料を御清覧ください。

次に、既設のブロック塀の点検等についてです。このたび浜坂ポケットパーク内のブロック塀の改修工事で既設のブロック塀を取り壊し、新たに目隠しフェンスをするという工事内容でございます。現在着工をしております。

ここで若干質疑ありました。個人の家ブロック塀の撤去に国の補助制度あるのかという質疑に対し、ブロック塀の撤去については県の補助制度があるという答弁ございました。

詳しい内容については、委員会資料を御清覧ください。

次に、町道諸寄第34号線法面岩盤崩落にかかわる経過についてです。町道浜坂諸寄漁港線道路改良計画（案）ということで、塩谷海水浴場におりる取り合い道路でございます。

委員会資料の図面を見ていただけたらわかると思いますが、諸寄方面から来た車は左折しておりますが、浜坂方面から来た車は右折しておりますことはできません。その場合は芦屋坂を通っていただいて、一旦諸寄のほうに出ていただいて、諸寄方面から来て塩谷海水浴場におりるという内容でございます。

詳しい内容については、委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項です。今定例会に提出される専決第4号、議案第61号、議案第63号、67号、68号の5件でございます。

まず、専決第4号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてです。委員会として了承いたしました。

次に、議案第61号、平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負契約の締結についてです。

これは8月22日に入札が行われ、落札業者は株本・山陰特別共同企業体でございます。このたびは工事金額が高いため、1業者では負担がかかるということで共同企業体を組んで工事を行うということでございます。

着工は早くても年内で、工期は32年3月25日でございます。

ここで質疑ありました。工種を分けて分割発注したら町内業者が入れるのではないかという質疑に対し、工事の進行内容上、工種を分けるのは大変難しいという答弁ございました。

これも委員会として了承することにいたしました。

次に、議案第63号、新温泉町一般会計補正予算（第3号）、議案第67号、新温泉

町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）、議案第68号、新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）は、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、商工観光課でございます。

報告事項は5件ありました。

施設管理の問題についてです。地域活性化施設、旧温泉高校ですが、現在3件の相談がありますが、契約を行うには至っていないということでございます。

現在不動産鑑定士による鑑定を行っていて、年内には鑑定結果を受ける予定ということでございます。今後は鑑定結果を踏まえ、次年度に向けた検討して、3月には報告をしたいということでございました。

次に、地域経済循環創造事業交付金についてです。事業内容は、地元関係者が中心となり新温泉町に酒蔵を建設する。また、新温泉町の新しい特産品として製造し、観光振興につながる事業展開を図るといった内容でございます。

このたび事業実施主体として永雄酒造有限会社、現在は京都で事業行われていますが、このたび代表者が地元の岡本英樹氏にかわり、本事業にあわせて新温泉町に移転をするということでございます。移転場所といたしまして、用土の旧白バラ牛乳の倉庫でございます。

これ若干の質疑ありました。資本金は幾らか、また今後の売り上げ見込みはという質疑に対して、資本金は600万円、30年度売り上げ見込みは100万円で、31年度は4,800万円を見込んでおるといった答弁でございました。

次に、場所的に酒に合う水が出るのかという質疑に対して、また地下水を利用するのかという質疑に対して、水は水道水を利用するといった答弁でございます。

詳しい内容については、委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項でございます。今定例会に提出される平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の1件でした。委員会として了承いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてですが、議長に申し出することにいたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告のうち協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） ないようです。これで質疑を終わります。

岩本委員長、ありがとうございました。

次に、環境福祉常任委員会が9月12日に開催されております。

副委員長から報告をお願いします。

12番、浜田直子君。

○環境福祉常任委員会副委員長（浜田 直子君） 環境福祉常任委員会の報告をいたしま

す。

9月12日、町民課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院、4課の所管事務調査を行いました。

谷口委員長欠席のため、浜田が進めさせていただきました。

まず、町民課でございます。

協議事項は7件ありました。

平成30年度の産廃物施設の取り組み状況について、町リサイクルセンターとクリーンパーク北但との関連について等質疑がありました。

また、近年のごみの総量について提示を求めましたが、資料ありませんでしたが、委員会中に提示されました。

新温泉町防災訓練について質疑がありました。なお一層の参加機関との連携の強化、情報の提供などに取り組むよう要請しました。

墓地埋葬等に関する法律に関する対応について報告に対し、方向性が示されていないという問いに、12月議会に向けて徹底していきたいという答弁もありました。

詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算（第3号）の1件でした。委員会として了承しました。

次に、健康福祉課です。

報告事項は12件ありました。

詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会に提出される承認第4号、専決第5号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第57号、福祉医療費助成条例の一部改正、議案第58号、地域活動支援センター条例の廃止、議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定の変更、一般会計補正予算（第3号）、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の8件でした。

まず、承認第4号、専決第5号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について、委員会として了承しました。

議案第57号、福祉医療費助成条例の一部改正については、委員会として了承しました。

議案第58号、地域活動支援センター条例の廃止について、議案第59号、公の施設に係る指定管理者の指定の変更については、該当施設の形態変更によるものです。説明を受け、質疑し、委員会として了承しました。

議案第63号、一般会計補正予算（第3号）について、議案第64号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第65号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号、介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

について、いずれも質疑し、委員会として了承しました。

次に、上下水道課でございます。

報告事項は3件ありました。

漏水、泥水事故で落雷による事故について質疑がありました。避雷針設置でも許容範囲を超えたと説明を受けました。

協議事項は、今定例会に提出される議案69号、七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、水道事業会計補正予算（第2号）の2件でした。いずれも委員会として了承しました。

次に、公立浜坂病院でございます。

報告事項は7件ありました。

詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

利用状況等良好に推移し、今回より住所地別患者状況の説明もありました。

新温泉町病院事業のあり方検討委員会の設置について、委員会内容、各委員の説明を受け、質疑がありました。

広範囲な視野での浜坂病院のあり方について、またさまざまなネットワークのさらなるつながりを加味したものとの説明を受けました。浜坂病院の今後の住民への安心と信頼のますますの向上に取り組むよう要請しました。

協議事項は、今定例会に提出される議案第71号、公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）の1件でした。あり方検討委員会の設置について質疑し、委員会として了承しました。

閉会中の継続審査を議長に申し出ることとしました。

以上、環境福祉常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 環境福祉常任委員会副委員長の報告は終わりました。

報告のうち協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで質問を終わります。

浜田副委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が9月6日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

平澤委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（平澤 剛太君） 議会広報調査特別委員会について御報告いたします。

9月6日、本会議の閉会後に委員会を開催し、10月に発行予定の議会だより第52号の編集方針について協議いたしました。

今回は22ページ立てで検討しております。

10月2日を締め切りとして原稿依頼を行う予定です。

一般質問の記事については、既にお配りしている原稿データを御利用していただきますようお願いいたします。

それから各ページに写真を1点掲載いたしますので、写真データお持ちの方は原稿と一緒に提出をお願いいたします。

データお持ちでない方については、当委員会にて準備いたしますので、原稿提出時に希望する内容、テーマを記載してください。

写真のコメントについては、記事内容を補完する意味もありますので、必ず添えていただきたいと思います。以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） 平澤委員長、ありがとうございました。

これで委員会報告を終わります。

次に、町長から報告がありましたらお願いします。ありませんか。

○町長（西村 銀三君） 特にありません。

○議長（中井 勝君） 以上で諸報告を終わります。

日程第2 報告第5号

○議長（中井 勝君） 日程第2、報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと思いますが、根拠法令は、ただいま申し上げましたとおり財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法でございます。第3条第1項、これが健全化判断比率、そして第22条第1項、これが資金不足比率と、それぞれの規定に基づき報告いたします。

説明の都合上、まず審議資料の5ページをお開きいただきたいと思いますが、法律の全面施行は平成21年度でした。

資料上段の現行制度をごらんいただきたいと思いますが、財政状況を健全、それから早期健全化、再生と3つの段階に分類をしております。このうち早期健全化が要注意ライン、そして再生が危険ラインということになります。

まず健全段階ですが、旧制度の反省を踏まえた指標の整備と情報開示の徹底として、フロー指標では実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指

標を定め、ストック指標としては将来負担比率を定めております。公営企業では資金不足比率により経営健全化を判断いたします。

要注意ラインである早期健全化段階となりますと自主的な改善努力が必要となって、財政健全化計画を策定し、実施状況を毎年議会に報告しなければなりません。そして早期健全化が著しく困難な場合は、総務大臣または知事が必要な勧告を行うこととなります。

さらに悪化して財政の再生段階となりますと、財政再生計画を策定し、それが総務大臣の同意を得られなかった場合は起債の制限を受けることとなります。また、財政運営が計画に適合しないと認められた場合には、予算の変更を勧告されるなど国の関与を受けることとなります。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。5つの指標のそれぞれの基準に係る資料でございます。下の表で縦に5指標上げておりますが、横にそれぞれの段階を表示し、基準となる指数を示しております。例えば実質公債費比率、真ん中ほどでございますが、25%を超えたら早期健全化団体となって、さらに35%を超えたら財政再生団体となります。

ただ、ここでは健全段階であっても18%を例えば超えた場合、これにつきましては地方債の発行手続上、許可が必要ということとなります。

また、将来負担比率及び資金不足比率の再生段階というのは設定されてはおりません。

次に、7ページでございますが、同様の内容ですので説明は省略をさせていただきます。

次のページ、8ページでございますが、それぞれの指標の対象となる会計等の範囲を示すイメージの図でございます。5つの指標、比率の対象範囲を矢印で示しております。

まず、実質赤字比率でございますが、本町で言えば一般会計、それと浜坂及び温泉各残土処分場事業会計となりまして、次に、連結実質赤字比率は全会計、また実質公債費比率は全会計に加えて一部事務組合等への負担金のうち準元利償還金に当たりますものを加えることとなります。将来負担比率では、実質公債費比率の範囲にさらに第三セクターなどへの負担金等のうち債務負担に係るものを加えることとなります。

最後に、資金不足比率につきましては、特別会計の中でも地方財政法上の公営企業会計、これが対象となります。

次に、資料9ページ以降ですが、5つの指標の計算式等算出根拠を示しております。

簡単に説明をさせていただきたいと思いますが、実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、それと準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率となります。

最後に、資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率ということになります。

計算方法の詳細は、省略をさせていただきます。後ほど御清覧いただきたいと思えます。

それでは、審議資料1ページに戻っていただきまして、29年度決算に係る財政健全化判断比率5指標の積算について概略を説明いたします。

まず、実質赤字比率でございます。一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわしています。表中の(A)、(B)、(C)、これが計算上の分子となり、(D)が分母となります。

A、B、Cは赤字の種類で、繰り上げ充用額、支払い繰り延べ額、事業繰越額ですが、3種類とも発生しておりませんので、ゼロと記載しております。

分母となる(D)の標準財政規模は、その団体が1年間で標準的に収入し得る経常一般財源でございます。これには2種類ありまして、狭義の意味での標準財政規模、内訳の上段に上げておりますが、それと2の広義の意味では普通交付税の振りかえ分であります臨時財政対策債、ちっちゃい括弧の下欄であります。これを加えたものがあります。財政健全化法では、この臨時財政対策債を加えた(D)を標準財政規模としております。中身の主なものは、町税と普通交付税でございます。この標準財政規模が資金不足比率を除く4つの指標の分母または分子の中心となる数値となります。

以上のとおり分子がゼロですので、実質赤字比率は横バーで、該当なしということになります。

次のページをお開きいただきたいと思えます。2ページ、連結実質赤字比率です。

まず、表の左側になります。町全体11会計の実質収支、それと資金不足または資金剰余額を記載しております。

(1)から(3)で赤字が発生しているのが(2)の浜坂地区の残土会計でございます。これは一般会計等という同一の分類の中で繰り出しとか繰り入れを純計操作している関係上、発生しているものでございます。一般会計等全体では黒字ということになります。

下から3行目の(A)欄である連結実質赤字額、これは計算上の分子となりますが、黒字ですので、該当なしとなり、よって、連結実質赤字比率においても横バーで、該当なしということになります。

次に、このページの表の右側の細長い列の資金不足比率でございます。地方財政法上の公営企業5会計である浜坂温泉配湯事業から七釜温泉配湯事業まで、それぞれ事業規模に対する資金不足額の比率ですが、資金不足額は発生しておりませんので、全て横バーということで、該当なしということになります。

それから次に、3ページの実質公債費比率です。一般会計等が負担した元利償還金及

び準元利償還金の標準財政規模に対する比率ですが、この対象は先ほど申し上げました町の全会計と一部事務組合等でございます。計算上3年間の平均となりますので、平成27年から29年の数値を記載しております。

(1)から(12)、真ん中ほどでございますが、それが分子になります。(13)から(16)が分母で、分子のうち(1)から(6)、これがプラス要因、それから(7)から(12)、これがマイナス要因で、普通交付税の算入分でございます。

差し引き(A)が分子の計でございますが、見方としては減少傾向ですので、改善方向に動いているということになります。

それで分子の主なものでございますが、(1)の一般会計等の公債費に充当した一般財源、これと(3)、いわゆる準元利償還金で、その(3)の内訳が表の右側に記載しておりますが、主に下水道事業に係る数値が大きくなっております。29年度の合計は、5億113万9,000円でございます。分子の小計が(1)から(6)の合計から(7)から(12)を差し引いたAの数値で、年々減少しておりますので、先ほど言いましたとおり改善する方向でございます。

次に、分母でございますが、(13)から(15)、これが標準財政規模でプラス要因、16がマイナス要因ですので、分子と同じ額を差し引くこととなります。結果、分母の数値は普通交付税の減少に伴って減少傾向ということになります。

以上からそれぞれ単年度の実質公債費比率を算出するわけですが、値を小数点以下6位未満四捨五入で求めることとなります。平成29年度の単年度のところ見ていただきますと10.09553でございました。

次に、平成29年度における実質公債費比率は、3年間の平均で算出しますが、小数点以下2位未満切り捨てとなり、10.8%となっております。

一番下のところでございます。昨年度が11.8%でしたので、1%改善しており、近年はずっと改善傾向で推移をしております。

次に、4ページでございます。将来負担比率です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率ですが、負債がおおむね1年間の標準的な収入の何年分に当たるのかというようなイメージで見ただけだと思えます。この指標は、主に公債費の残高等に着目したストックの視点での指標でございます。これに対して、さきに説明しました実質赤字比率ですとか、連結実質赤字比率、実質公債費比率、これらは単年度の収支、償還金に着目したフローの視点での指標でございます。

計算上の分子ですが、表の1から8、これがプラス要因、それから(9)から(11)がマイナス要因となって、その主なものですが、将来負担額のうち(1)の地方債の残高、それと(3)のいわゆる準元利償還金の元金分の合計で、その内訳は右側に示しているとおり水道事業から国保事業までとなります。さらに(5)の退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込み額でございますが、これは現時点で全職員が退職したと想定した場合の退職金の

合計のうち一般会計の負担分ということになります。また、(9)、これは財政調整基金等でございます。それから(11)は普通交付税算入額の合計です。分子の小計でございますが、37億6,203万1,000円で、(3)が減って、(9)がふえたために前年度と比較して大きく減少しております。

次に、分母でございますが、(12)の標準財政規模がプラス要因、(13)から(18)がマイナス要因で、普通交付税の算入分でございます。小計が、下のほうですが、48億9,724万8,000円となって、こちらも前年度と比較して減少しております。

結果的に分母に比べて分子の減少のほうが大きくて、比率は76.8%と前年度と比較して17.6%改善をいたしております。この比率も実質公債費比率と同様近年ずっと改善傾向で推移をしているものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案の裏側です。審議資料で説明いたしました合計5つの指標について報告をさせていただきます。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生しておりません。実質公債費比率が10.8%、将来負担比率が76.8%と、4指標とも健全段階でございます。

次に、資金不足比率でございますが、5会計とも発生をしておりません。

したがって、町全体としては現在は健全段階ということになるわけですが、引き続き町債の発行であったり基金造成などに十分配慮していかなければならないと思っておりますし、あわせて病院の経営改善に努めてまいりたいというふうに思っております。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ここで監査委員から健全化判断比率等に係る審査報告を受けたいと思います。

川崎代表監査委員から審査報告をお願いします。

○代表監査委員（川崎 雅洋君） それでは、報告させていただきます。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、去る8月6日、小林監査委員と審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出がありました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項、計数を記載した書類が適正に作成されているかを審査いたしました。

健全化判断比率中、実質公債費比率は、29年度の単年度では10.1%となりますが、3カ年平均は10.8%となり、前年比1ポイント改善されています。

また、将来負担比率は、前年対比で17.6ポイント改善され、76.8%となっています。

次に、資金不足比率におきましては、5会計全てにおいて資金不足は生じていません。

しかし、公立浜坂病院事業会計につきましては、一般会計から補助金を受け入れた特別利益による改善であるため、経営健全化に向けた抜本的な取り組みを徹底していただきたいと思います。

審査の結果であります。算定の基礎となる書類はいずれも適正に作成していると認められました。以上、報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 監査委員の審査報告は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 資金不足の状況については、これは平成29年の9月7日の環境福祉常任委員会に提出された内容で見ますと、平成29年7月末でいわゆる資金不足比率が1.2%のマイナス、それから平成29年4月末、それ以前のあれですね、それについてはマイナスの12.2%と、こうなってるわけです。

それで今回の委員会資料、9月12日の委員会資料ですね、資金不足の状況については比率については横バーということで、いわゆる資金不足は発生してないと、そういう記述になってますけども、平成29年7月末では先ほど申し上げたようにいわゆる資金不足比率がマイナスの1.2と書いてるわけですけども、これはどうして違いがこのように起こるのでしょうか。それをちょっと一つは説明を願いたいと思います。

それで30年、同じ記述であれば、内容であれば平成30年7月の末ではマイナスの13.9%ということになると思うんですけども、これらについてはどういうことでこういう横バーになってんのか。不足はいわゆるあれしてないと、発生してないということになります。そうすると一般会計からの持ち出しはなかったと、浜坂病院会計ですよ、こういうことになるのでしょうか。ちょっとそこら辺のどこ説明してください、わかりやすく。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 資金不足比率につきましては、先ほど説明させていただいたように事業の規模が分母に来て、分子に資金不足の額が上がってくるわけですけど、この資金不足の額というのが決算上、流動資産と流動負債と、その差で流動負債が大きければ額が上がってきて比率が上がってくるということになるわけです。昨年度の決算

においては、一般会計から3億1,000万、特別利益ということで補填したためにその比率が上がってこなくなつて、資金不足とならなかつたということで横バーということになっております。

御質問の中で、ことしの、今年度の7月末の状況ですが、いろんな経費を支出する中でただいま申し上げましたように分子上の資金不足、流動資産と流動負債の差、流動負債が大きいということで現金が不足した状態になってるということでマイナスの数値が上がってきたと思っております。

ただ、9月の時点で横バーとなっておりますのは、一般会計から上期、下期で分けて繰り出しを行うわけですが、その繰り出しを行ったためにその時点ではキャッシュがマイナスにはなっていないという状況だと考えております。

○議長（中井 勝君） いいですか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 要はこの29年の9月7日の委員会資料、いわゆる病院事業会計の平成29年7月末ではマイナスの1.2%。この下に米印で、ただし、この時点では一般会計繰り入れを除くと書いてあるわけですね。これを一般会計から繰り出しをして、資金不足はないですという形にまとめたんだと思いますね。

それで今回も平成30年7月末では、計算すればマイナス13.7%となるわけです。それで幾ら一般会計からの繰り出しがあったのかということをお尋ねしたいと思います。当然不足は生じてた。しかしながら、一般会計からの繰り出しでそれを資金不足は生じなかつたという形の決算に持って行ってらんだらうと私は思ってるわけです。そういったことをきちっとこういったときに説明をしなければ、何か業績がよくて、このところ浜坂病院は業績がいいということで資金不足も生じなかつたというような、このままで見れば勘違いが起きるのではないかと思うんですけども、その中身をきちっと説明していただきたい。一般会計からの、7月の時点で要は13.7%マイナスのなってるわけですから、それを穴埋めする意味で一体幾らの金額を出したのか、一般会計から繰り出しをですね、その金額を聞いてるんです。聞きたいと思うんですけど、教えてください、それは。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時35分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか質疑があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩します。再開は50分から。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（中井 勝君） それでは、再開いたします。

日程第3 承認第3号 及び 日程第4 承認第4号

○議長（中井 勝君） 日程第3、承認第3号、専決処分の承認について、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、日程第4、承認第4号、専決処分の承認について、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 承認第3号、専決処分の承認について（専決第4号）平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について及び承認第4号、専決処分の承認について（専決第5号）平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決についてにおきましては、平成30年度新温泉町一般会計補正予算及び平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、議会の御承認を賜りたく御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 上程議案に対する町長の提案説明は終わりました。

休憩中に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑は一括でお願いします。両議案ともです。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 今回の専決処分でありますけれども、町長は、同議会を招集する時間的余裕がないと認めということで今回専決処分をしたということであります。

この逐条解説によりますと、議会の招集は市町村においては3日前までにこれを告示しなければならないが、急施を要する場合にはこの告示期間を置くことを要しないものとされる。しかし、それによってもなお議員の参集、集めて議決を得る時間的余裕がない場合には専決処分にすることができる、そういうふうが付されておまして、そのため平成18年の改正は曖昧で時代おくれの感がある表現を改めて制度本来の趣旨に即した運用が図られるように要件を明確化したにとどまると理解すべきであろうと。これまでも議会を招集するいとまがないかどうかは町の裁量によって判断すべきであるが、町の認定には客観性がなければならないと。これは昭和26年のこととされております。この場合の裁量は、いわゆる自由裁量ではなく、法規裁量であると考えられてきたとい

うことであります。

ありますように町の認定には客観性がなければならないとありますけれども、今回同じような例で香美町も専決ではなしに予算を上程されて臨時会を開かれたように聞いておりますけれど、隣の町はそういうふうにとって、うちは専決ということがあります。客観的にどういう内容でこの専決処分されたのかお伺いします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 詳しい内容について総務課長より報告をいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） ただいま議員がおっしゃったように、地方自治法上の101条の第2項で、通常議会を開催するときには町村の場合は3日前までに告示行為が必要だということでもあります。ただし、急ぐ場合はこの限りでないよという確かに規定はあるわけです。

ただ、そういったことを考えたらこの議会を開会するいとまがないという理由で専決をするという場合というのはほとんどないというふうに考えられるわけですが、ここでいう解釈としましては全ての議員が出席できる日を開会日までに参集できるという余裕を持った日程、それができない場合にということで理解をしております。

今回の場合、その余裕がなかったのかという議論もあるわけですが、早くにこのブロック塀に対する調査を行って、できるだけ一日でも早くということ担当課には見積書をとるようにと、補正予算を組めるように指示したところでございますが、その上がってきたのが7月20日ということでございます。速やかにそれを執行するために専決という手段をさせていただいたということでございますが、通常でしたら議会を開会して皆さんに審議をお願いするというのが通常のパターンなんですけれども、その議会を開会して、さらに入札の手続、見積もり依頼とかそういう手続に入るとすれば相当の日数がかかるということで、そういったことも総合的に考えて専決処分ということで判断をさせていただいたということございまして、それが妥当かどうかという判断は、いろいろと考え方はあろうかと思っておりますが、不測の事態といいますか、災害というのがいつ起こるかかわからないということで、こちらとしましては一日でも早くという思いの中でそういった手続上のことも考えて専決処分ということでさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） ここにありますように、客観性がなければならないというふうにこの逐条解説ではうたっておるんですけども、どうもその客観性という部分が、感情的にはわかります。早いこととして、早いことこれを町民の方に、今回は子供のためでしょうけども、そういうために早いこと工事をせないけんという心情はよくわかりますけれども、それでもやっぱりここにありますように、例えば大雪が降って除雪がよく専決補正されますけども、この場合は予算がなくなるのと大雪が降ると本当に紙一重

という状況がありますので、こういう場合は僕はよくわかるんですけども、今回の場合の客観性という部分がどうしても理解できない。

ましてや隣の町は臨時会を開いておる。うちげはこれでやっとなという部分のどうもやっぱりその部分がちょっと理解できないと思います。客観性というそれぞれ捉え方があるかもわからないんですけども、やっぱりわかるように、こういう理由があるから、だからやっぱりやらないけんということが明らかにわかるようなことでなければ専決処分をすべきではないんじゃないかな。招集されればいつでも議員の皆さん多分出席されると思いますし、3日もあれば十分だと思います。もし3日があれで急ぐだったら1日でも今のこの逐条解釈ではできるというふうにあるわけですので、やっぱり議会を開いて事柄をきちっと情報伝達、情報開示をして議決するなら議決するという格好で執行していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 阪本議員のおっしゃるとおりだと思っております。基本的にはやはり議会をきっちり通して、説明をして、そして予算を通すというのが本来のあるべき姿だと思っております。私も長いこと議員しとりましたので、阪本議員と全く同じ考えであります。

ただ、地震は客観的な事実というのは起こってからわかるという、そういう面もあります。危機意識、危機対応における基本的な考え方がどこに置くかという点で、今回このような専決ということにさせていただきました。基本的にはやはり専決は極力避けるというのが基本だと思っております。危機、いつ起こるかわからない災害に対して常に準備するといいますか、早く対応したいという思いの中でこのような方法をとらせていただきました。ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） いいですか。

8番、小林俊之君。

○議員（8番 小林 俊之君） 公園管理費の建設課長にお尋ねします。私は、総務委員ですので、違う方向で、今の議論も含まるわけですけども、建設課長は専決をするに至った経緯はどのように感じておられますか。それと実際にこのことが専決にするに妥当であるというように認識して予算をつくられましたか。2点。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 浜坂ポケットパークのブロック塀の件でございます。この公園につきましては、不特定の方が24時間使えるということがございます。6月20日にブロック塀の現地の確認いたしまして、控え壁の間隔が基準より広いということが判明しましたので、対策は必要ということで、応急対策としましてバリケード、それからトラロープ、それから注意看板3枚を設置して応急対応したとでございます。

総務課との協議の中で、24時間、夜も使えて、利用者の安全確保が早急に必要な対策だということで、応急対応しましたけども、補正の手続を考えなさいということがあ

りまして、総務課長が申しましたおり、7月20日に設計、幾ら要るよということで協議をさせていただきました。その中で先ほど言いましたけれども、まず利用者の安全確保、抜本的な対応が必要だということがありましたので、協議の上、専決という対応をとらせていただいたとでございます。

○議長（中井 勝君） 8番、小林俊之君。

○議員（8番 小林 俊之君） 先ほど同僚議員が説明もありましたけれども、専決というのは専決ができる要件がございまして、なかなか難しいことです。

例えば私の認識で3つありまして、一つは、議会が解散したとか、大事件が起きて議員が定数に足らなくなったとかいう実質的議会ができない場合。

もう一つは、議会を招集しても議員が集まらない場合、何かの理由で出席をしない場合、議会が成立しない場合。

3つ目が先ほど説明もありました議会を開くいとまがないという場合。

今回はその3つ目に当たるというように説明受けておりますけれども、建設課長は以前から除雪のことについてよく専決されますわね。雪がどんどん降ってきて、予算が済んでしまった。まだ雪が降る。予算をつけて除雪をしなくてはならない。これは妥当な部分には入りますね。議会を開くいとまがない。すぐに除雪をしなくてはならないということになれば。

ですけれども、今回はそれに当てはまるのでしょうか。町長は、先ほど客観的な判断は地震の場合はできてからだというように言われましたね。そういうことを言ってしまうと、災害については全てそういうことになってしまいます。そしたらこのたびの場合は主観的にしたということになるじゃないでしょうかね。危険だから急いである、それは誰でもわかるんですよね。もう早く直さないと危険だということはわかるわけです。ですけれども、いつ地震が来るかわからないから早くするというのは別な話であって、そう言っとれば今地震が来るかわからないから、ほかのことはどうなるんだ、耐震はどうなるんだと言ってしまえば切りがないことであって、その気持ちは十分わかるわけですけれども、それは主観的な範囲に置いておいて、議会というものがあるわけですから、ちゃんと法律にのっとって議会を開いて、このことを決めるという手続をとるべきだと私は思うんです。その辺のところを大阪の事故があったからか、ちょっと慌ててしまったような気はするんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 慌てたというのは事実だと思っております。日本国中こういったブロック塀に対する対処されたというそういういろんなニュースも聞いておりますし、我が町としても一刻も早くしたいという、そういう気持ちで対応させていただいたということでもあります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 先ほどブロック塀の件なんですけれども、総務委員会の報告にもあったと思うんですけれども、プールのブロック塀等について目隠し等が対応が要らなかったのかということについて、やる間がなかったからフェンスということで回答があったように私は受け取ったんですけれども、実際フェンスというのは、その形状に合った構造、その形状に合った形しか持たないような構造になっています。例えばもしもそれが完成して学校当局がここにちょっとやっぱり目隠し要るねということになったときにそこを塞ぐ、何らかの形で塞げば、いや、風圧に対する耐力が必要になってきますね。ところが学校で、じゃ、耐力必要だからこれどれだけの補強要るねというようなことは余り想定されずに、簡単にテントでも張ってしまえば補強できたりするんですね。そうするとそれだけでも万一風が吹いたときに倒れてしまうというようなおそれも出てきたりするんで、時間がなくなってそうなったとしても今後の利用方法としていろんなことを考える必要がある。

先ほどのポケットパークのところで単純に取り壊したらいいということになって、結論的にはなったといっても近隣の方からやっぱり目隠しが欲しいというようなことが起こってくる。そういったことになったときに果たして全部壊しちゃうのが妥当だったのかどうかというようなことがあると思うんですね。だから急ぐだけども、もう一歩ちょっと考えてみるという、例えば複数の意見を求めてみるというようなことも必要じゃないかなと。行政的にはコストの部分が大変重要だし、利用についても危険を回避することでも大変重要なことですので、やっぱり一考、少し足りなかった部分というか、もう少し考えて対応する必要があるのではないかなと思いますので、今後そういったところについて、そのシステムといいますか、そういったことを検討されたほうが私はいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 河越議員は設計士ということで、いろんな観点で物事を判断されていると思います。今回の場合、余りにもニュース的にも話題性といいますか、日本全国、女の子が亡くなったということで非常に大きなニュースになったということで、我が町としても急いでいたというか、とにかく早くしたいという、そういう思いで対応したと考えております。今後、今、御意見があったようなことを基本にしてやっていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 目隠しについてええか。

西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） プールの目隠しの役割につきましては、先日の総務教育常任委員会でも御指摘をいただいたところでございます。6校のうちの5校ということで、5校のプールの状況を見ますと、例えば隣接のところから、隣接地が必ずしもよく隣から見えるという立地ではないところがあります。中には土手のほうから見えるということで、これについては今回のプールの目隠しの関係では無理なところでござい

ますので、教育委員会といたしましてはそれらの立地状況を勘案の上でさせていただいたと考えてるところでございます。

○議長（中井 勝君） 目隠しは必要ないと言ってくれたら。

○こども教育課長（西村 徹君） ということで今回のものについては、そこに再度目隠しということまでは必要がないというふうに判断しとります。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を打ち切ります。

議事の都合により、討論、採決は議案ごとに行います。

まず、承認第3号、専決処分の承認について、平成30年度新温泉町一般会計補正予算の採決をいたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、11名です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号、専決処分の承認について、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立11名、多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第57号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第57号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長から御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、議案第57号、新温泉町福祉医療費助成条例の

一部改正について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料の13ページお聞きください。13ページです。新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正の概要ということで書かせていただいております。

まず、改正理由でございます。先ほど町長の提案の説明でございました兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたために、所要の改正を行うものでございます。

2番目の改正の概要といたしまして、まず2点ございます。

そのうちの1点、重度障がい者に係る福祉医療費助成の所得制限であります市町村民税所得割額の23万5,000円未満の判定に当たって、ふるさと納税ワンストップ特例制度において市町村民税所得割の特例控除を受けた者については、これまで当該特例控除後の額で判定していたものを、改正後は確定申告によりふるさと納税に係る市町村民税所得割の特例控除を受けた者と同様に、特例控除適用前の額で判定するよう改正するものでございます。

2点目といたしまして、市町村民税所得割の税率につきまして、平成30年度分から政令指定都市は6%から8%に改正になっております。市町村民税の賦課期日でございます1月1日に政令指定都市に住所を有していた者の重度障がい者に係る福祉医療費助成の所得制限でございます市町村民税所得割が23万5,000円未満の判定に当たっては、その他の市町の市町村民税所得割の税率である6%で算出して判定するよう改正するものでございます。

次に、施行日でございます。公布の日から施行し、上記2の2、すなわち税率の改正につきましては平成30年7月1日から適用するものでございます。

次に、新旧対照をごらんいただきたいと思います。11ページから御説明申し上げます。審議資料でございます。終わりのほうでございます。下線の部分、現行では「保険者たる国、地方公共団体」とあるものを改正案では「保険者たる地方公共団体」というふうに改めるものでございます。国という文言を削除するものでございます。

次に、12ページお聞きください。別表第4、第3条関係でございます。対象者の説明している部分でございますが、まず現行では中ほど、下線の分を読み上げさせていただきます。「及び同法」を改正では及びを削除して、「同法」に改めるものでございます。

その一つ下の下段、下線の部分、「並びに」を改正では並びに削除して、「同法」というふうなことで改めるものでございます。

その下、附則第5条の4の2第6項の次に下線の部分、及び同法附則第7条の2第4項を加えるものでございます。

それとあと改正案の下下線の部分でございます。この場合において、地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、

所得割の額を算定するものとします。この部分を新たに加えさせていただきます。

本文にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、別表第4の改正規定（「未満である者」の次に「。この場合において、地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする」を加える部分に限る。）は、平成30年7月1日から適用させていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第58号、新温泉町地域活動支援センター条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地域活動支援センターの施設を利用して障がい福祉サービスを提供することに伴い、当該施設における地域活動支援センターとしての用途を廃止するため、条例の廃止を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、議案第58号、新温泉町地域活動支援センター条例の廃止について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料をごらんいただきたいと思っております。16ページ、17ページにつけております。

まずそれまでに、この地域活動支援センターにつきましては、27年の4月に設置し、

町の社協へ指定管理で運営をお願いをしてきたものでございます。3年間大変お世話になりました。

このたびの指定管理の更新時、30年4月からの指定管理については、指定管理期間の3年の間に利用者にとってよりよいサービスが受けられる国給付の事業所へ変更することを条件として公募させていただき、2つの法人から応募いただきました。

選定委員会で現指定管理者のぶろじえくとP l u sに決定をさせていただいて、平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年の期間の指定管理者とお願いしてきたこととございます。これは3月の指定管理者のときにも御説明を申し上げました。

それから4月に実質ぶろじえくとP l u sさんの指定管理による地域活動支援センターきららがスタートし、運営をしていただいております。

5月には保護者会を開いて今後の運営方針等を説明していく中で、保護者からの早期に多機能型事業所、すなわち国給付事業所への変更の要望があり、法人内で検討し、7月に事業の許認可者であります兵庫県へ相談、協議し、多機能型事業所としての条件をクリアしていることを確認をされたようでございます。

その後、町に多機能事業所に変更したいとの考え方を聞き、協議をしてきました。利用者の保護者からの変更の要望等も聞いてる中で、このたび指定管理を解消して、町の課題でございました障がい福祉サービスがよくなればとの考え方で地域活動支援センターの設置管理条例を廃止するものでございます。

審議資料の16ページをお開きください。まず、現在障がい者を対象としたサービスが2つございます。

障害者総合支援法によるサービスでございますが、1つは自立支援給付といたしまして、利用者に対して直接行われるサービスのことを言います。個別給付と言いますが、また自立支援給付のうちに各事業所で行われてる直接的な介護や就労支援などの福祉サービスのことを障がい福祉サービスと呼び、介護給付と訓練等給付に分けられます。

2つ目、地域生活支援事業でございます。地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、支援の取り組みを行うという部分、この地域支援生活事業の部分が現在行っております地域活動支援センターでございます。

次、17ページに移ります。まず、地域活動支援センターと生活介護・就労継続支援B型との比較ということで表をつけてございます。

まず今現在運営しております地域活動支援センターでございますが、まずサービスの内容といたしましては、利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業を実施するというところで、すなわち日中活動の場を提供させていただいて、それをサポートしていくというサービス内容でございます。

これが国給付事業の多機能型事業所になりますと、まず生活介護部分でございますが、

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。

就労継続支援B型につきましては、一般企業での雇用が困難な障がいがある人や一定年齢、50歳のことをごさいます、一定年齢を達している障がいがある人に対し、雇用契約を結ばない程度の就労の機会を提供することで、知識、また能力の向上または維持をするための支援を行うことができます。

内容につきましては、個別支援計画に基づいた、また一人一人に合ったサービスの提供をしていきます。

次に、利用者でございます。地域活動支援センターにつきましては、実施主体の裁量ということで、町では障がい者等で、町内に居住する者、またもう一つ、①のほか町長が必要と認める者ということで利用者を対象としておりますし、多機能型事業所になりますと障がい支援区分の認定後、サービス等利用計画案を作成し、支給決定、すなわち福祉サービスの受給者証の発行した方が利用できるということでございますし、就労継続支援B型につきましてはサービス等利用計画案を作成後、支給決定、利用できるというようなことでございます。

利用料につきましては、活動支援センターにつきましては実施主体の裁量ということで、現在無料で利用していただいておりますが、原材料費等のかかるところにつきましては実費でいただいているようでございます。

多機能型事業所に移りますと、定率負担ということで、原則1割ということ聞いております。

下の米印でございます。低所得者の場合は市町村民税非課税世帯の場合はゼロ円ということで、所得判断する世帯の範囲ということで下に2つ記載してございます。18歳以上の障がい者につきましては障がいのある方との配偶者、また障がい児につきましては保護者の属する世帯というようなことで、現在さらには16名の方が利用していただいておりますが、どの方につきましても低所得ということで無料ということになるかと思っております。

財源につきましては、地域活動支援センターにつきましては補助金という格好で入っております。地域活動支援センター機能強化事業が国が2分の1以内、都道府県につきましては4分の1以内、また地域活動支援センター基礎的事業という名目で都道府県から、県から10分の2ということで、現在、29年度の実績で申し上げますと2,107万5,000円で指定管理をお願いしておったんですが、そのうちの207万7,730円が国県からの補助金ということでいただいております。町負担は1,899万7,270円ということでございますが、多機能型事業所に移りますと今度は補助金でなしに負担金という格好になります。国が2分の1、都道府県が4分の1、町費が4分の1ということになるかと思っております。29年度の実績でいきますと町費が525万の負担ということになるかと思っております。

そのようなことで障がいを持っている方につきましてよりよいサービスの提供できるほうを選んで、このたび地域活動支援センターから多機能型事業所への移行をお願いするものでございます。

条例の本文に返っていただいて、附則といたしまして、この条例は平成30年10月1日から施行するというので、以上よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。いいですか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） これ平成27年度に設立されたといいますが、改築された施設だということでもあります。そもそもこれは多分公の施設として整備されて、これまでは指定管理で管理をしてもらったということでもありますね。

今回条例を廃止するということは、地方自治法による公の施設ではなくなると私は思うんですけども、そうやってきますと公の施設が個人の民間の方が条例もなしに使ってしまうということは一抹の不安があります。ここの指定管理の協定も9月の30日で終わるとこのことのようにです。そしたらもうあとはその後の施設の管理運営といいますが、これはもうその、借りるんですかね、借りる方がもう自由に普通財産として使ってしまうということになると思うんですけども、やっぱりそれでは町の財産を管理する上ではちょっと不十分ではないかなと私は思います。せめてほかの条例をつくるのか、こういう基準で使ってもらおうとかいうことといいますが、そういう条例はやっぱり必要ではないかなと思いますけれども、御見解をお伺いします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 確かに現在行政財産でございます。一応10月から普通財産に切りかえて、貸し付けるということで考えております。その中で新温泉町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条を適用させていただいて、その中で条例第4条では、普通財産は他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業に供するときに無償で貸し付けることができるということで書いております。

特に現在この新温泉町では、障がい福祉サービスの事業所が参入がないという中で、障がい福祉サービス事業所を開設することに対しての施設の無償貸し付けという支援を行わせていただき、安定的な障がい福祉サービスが提供できる体制づくりしていきたいということで考えております。そのことで公共的な目的に使用されるということで無償貸し付けということで考えておりますし、またそういう管理契約につきましてはまた別途作成させていただきますので、そこらで十分管理していきたいと考えております。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） この今の多機能型の事業所のこういう事業をどうのこのするということについては、それは特に積極的ですし、そのことについては私は異議を

申し立てるものではないんですけれども、やはり財産の管理というものは、公の施設でするので、契約であれば町長が自由に契約結べるわけですし、別に議会の承認が必要なわけではないと思います。やっぱり公の財産というものは、当局側も議会の側もきちっと協議、議論ができるという立場においてこそ公の財産と言えるんじゃないかなと僕は思ってるんです。

ですので何らかの条例なりを提案されて、お互いにオープンでこういうふうに使って、こういうふうなことをやるということがわかるようなシステムというものが必要ではないかなと思っております。御見解をお願いします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 阪本議員が言われるそのようなことも協議の中でございましたが、最終的には町条例の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条を適用させていただいて無償貸し付けをさせていただくということで決定させていただいて、このように提案をさせていただいたとでございます。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 百歩譲って、それならばこの今の指定管理のこれを期限を決めてもうやめるといふことでもありますので、契約書でやるというんだっただらせめてこれにかわる契約書を今度こういうふうに使いますからといふことで参考資料でも何でも出してもらって、安心して条例が廃止されても住民の方に、ああ、こうこうこう使うけえ大丈夫だよといえるような形をとるべきではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 総務課長。町長か、副町長か、総務課長か。
暫時休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 済みません。この施設の運用等につきましては、また運用状況等につきましては、ずっと随時委員会等で報告をさせていただいて、おかしな使われ方でないようなこと十分管理していきますし、先ほど申し上げましたが、きちっと契約をさせていただきますので、その点管理をさせていただきます。

それと現在まだ報告案と一緒に形でできてますが、この会期末までにまた御提示をさせていただきますと思います。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時36分休憩

午前 11 時 37 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか。

6 番、中井次郎君。

○議員（6 番 中井 次郎君） 議論を聞かせていただいとって、なぜ今回設管条例を廃止するのか、それがどうもその理由は定かでない。理解ができない。

特定財産からそれによって普通財産に変わるんだと。特定財産のまま無償で貸し付けすることはできないのかどうなのか。何かやっぱり管理上ちょっといろいろと、健康福祉課長はちゃんと管理しますと言うけど、一体そういうことができるんですか。忙しい方ですからそんな顔出してあれするような暇もないでしょうし、今度普通財産になれば当然総務課の管轄になるんですか、管理にいうことになるわけで、何かそこら辺とこなぜ設管条例をあれしなきゃならないのか、多機能型の施設に変わるということですから、それはそれで何もいいことであって、よくなるんだったらそこら辺ところちょっと説明してほしいんです。

それでこの多機能になった場合にこれまでできなかったサービスがいわゆる提供できるということに、それから当然負担の問題も変わってくるわけですが、入所者に対するこれまでできなかったことがこの多機能になればこう変わりますよと、ちょっとそこら辺ところを説明してほしいんですけどね。これまではできなかったのか、介護なりそういうなりがね、そういうことを 2 点ちょっと求めたいと思います。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） あくまでもこの条例は、新温泉町地域活動支援センター条例ということで、設置管理条例でございます。用途変更して多機能型事業所へと移行するためにもこの地域活動支援センターとしての役目が一旦停止することになりますので、このたび廃止をさせていただいて多機能型事業所へと移すものでございますし、特に多機能型事業所になりますと、サービス内容でも少し触れましたが、現在地域活動支援センターでは日中活動の場を提供し、そのサポートしていくという、したものしかございません。これが多機能型事業所になりますと常に介護を必要とする人ということで、入浴、排せつというような、食事の介護等行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供するということが就労継続支援 B 型につきましても就労の機会を提供するということが書いております。

今まででしたらその障がい福祉サービスの一人一人に合った個別支援計画というものが必要ではなかったんですが、このたびの多機能型事業所に移ると個別支援計画に基づいた一人一人に合った福祉サービスの提供していくという部分がございますし、このメリットとして利用者がサービスを選択できるという部分もがございますし、職員の配置基準につきましても現在この地域活動支援センターにつきましても配置基準等がございます。この多機能型事業所になればきちっと配置基準が設けられますし、障がい福祉サ

ービスの利用者には相談支援専門員ということがつきますので、いろんな相談ができるということでもかなりメリット等があります。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 今、説明でこれまでのよりもこう変わりますよというのは大体納得はできました。

ちょっと先ほど答えてないのがあるんですけども、今度普通財産になったら総務課の管理になるんですか、その点答えてください。

設管条例を廃止して、例えばこれを廃止して、多機能のどうかこうとかという条例をつくってもだめなんですか。あんまり何か難し過ぎて硬直してるような話になって、いや、もう民間の方が使うからというような感じで、いわゆる無償で。いいじゃないですか、無償で貸したら何も。だけど設管条例はちゃんとそういうもんをつくったらどうなんですか、名前を変えて。そういうのはだめなんですか。何かそこら辺とこの行政手続がどうなるのか、そこまでは理解はできませんけども、何が問題でそういう設管条例なりそれなりが新たなやつができないのかどうなのか、それを聞かせてください。

特定財産であれば無償で貸すことはできないのか、特定と普通との違い、これも聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 通常であれば行政財産であれば、その行政目的に沿った条例、それが必要だということで、管理について条例で定める。その行政目的がなくなれば普通財産として移管するということでありまして、このたびもそういった目的で条例廃止をするということです。

その普通財産の管理につきましては、貸し付け契約をする段階でその管理について必要であるいろんな条件とかそういうものがあればその契約の中に盛り込んで貸し付けるということになろうかと思えます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） いや、ちょっと答えてないんですけど、新たな設管条例を、特定目的でしょ、これも、今度の多機能も。違うんですか。それでできないんですか。そこら辺とがよくわからないんです。廃止したから、もう新たなあれは普通財産になりますよと。そこ運営されてる方と新たに契約を結びますよと。設管条例を例えば新たにつくるということはできないということですか。特定目的ではないですか、これ。そこら辺聞かせてください、きっちりと。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 現在の地域活動支援センターにつきましては、町が事業主体ということで認可をとっており、現在ぷろじえくとP l u sに指定管理で運営していただいております。

多機能型事業所につきましては、国給付事業というふうなことで、今度は法人のほう
が事業者としての許認可をとりますので、ですから一旦地域活動支援センターを廃止し
て、普通財産として貸し付けをして、多機能型事業所として運営をしていただくという
形になろうかと思えます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

日程第 7 議案第 5 9 号

○議長（中井 勝君） 日程第 7、議案第 5 9 号、公の施設に係る指定管理者の指定の
変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成 3 0 年 3 月 1 2 日議決の議案第 1 5
号、公の施設に係る指定管理者の指定について（新温泉町地域活動支援センター）の 3、
指定の期間中、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までを平成 3 0 年 9 月 3 0 日までに変更を行うた
め、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであ
ります。

内容につきまして、健康福祉課長が御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、説明の都合上、審議資料の 1 8 ページをお開き
ください。公の施設に係る指定管理者の指定新旧対照表つけております。現行は、公の
施設の名称、新温泉町地域活動支援センター。指定管理者となる団体の名称は特定非営
利活動法人ふろじゅくと P l u s、代表理事、衣川勝海。指定の期間として、平成 3 0
年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までとしておりました。

先ほども御説明させていただきましたが、公募の中で 3 年以内に国給付事業に変更し
ていただきたいという条件がございまして、先ほどではちょっと説明してなかったんで

すけど、本当に3年でできるのかなというようなちょっと不安もございましたが、やはり専門的知識を持っている団体ということで、先ほども説明させていただいた県と協議等も進める中で国給付事業、多機能型事業所に移行できるということを確認させていただいた中で、指定期間を平成30年4月1日から平成30年9月30日までと変更するものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。昼食休憩。午後は1時から。

午前11時49分休憩

午後 1時00分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第8 議案第60号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第60号、字区域の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、県営土地改良事業の施工に伴い、大庭地区の字区域を変更し適正な管理を行うため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、議案第60号、字区域の変更につきまして御説明をさせていただきます。

説明の都合上、初めに、審議資料の21ページをお願いいたします。21ページは、

大庭地区は場整備の計画平面図となっております。図面の下の緑色に着色した道路が主要地方道浜坂井土線でございます。左側が浜坂、右側が温泉方面となります。その真ん中あたりから上に茶色で延びている道路が県道竹田指杭線で、緑と茶色の合流部分が戸田口の交差点、それから上に上がりまして、美方警察署の前を通過して、茶色の一番上の部分が戸田橋というふうに図面をごらんいただければと思います。

大庭地区のほ場整備につきましては、県営の事業ということで、地区面積23.8ヘクタール、農地面積20.2ヘクタール、事業費4億7,000万円で、平成25年度に事業採択を受けまして、平成29年度までに工事をおおむね完成させて、本年度は補完工事と換地処分を行う予定となっております。現在換地処分は、来年、平成31年の2月を予定をいたしております、これに先立ち工事後の区画に基づく新たな字界を定めて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要があることから本定例会に上程していただくものでございます。

次に、一つ前の20ページお願いをいたします。20ページは、字界変更図でございます。先ほどの21ページの計画平面図の中では場整備区域を既存の字限図に重ねまして、左に凡例を載せておりますけれども、少し見づらくて申しわけございませんけれども、旧字界が黒線、新字界が赤線ということで示してございまして、変更となる箇所が黄色で着色した区域ということになります。

この新たな字区域の案の設定に当たっては、大庭地区土地改良区、それから町、それから地区の集落の代表者が協議を重ねて作成したものでございます。基本的には道路、水路等の長狭物を境界といたしまして、将来の農地、農業施設の維持管理の影響に配慮して可能な限り直線的にわかりやすい字界としております。

それでは、議案にお戻りをいただきたいと思います。議案の次のページ、右側になります。変更調書ということで、まず(1)といたしまして土地改良事業を施行する土地の区域内ということで、先ほど図面で黄色に着色した箇所について変更前後がわかるように整理したものでございます。例えば一番上の大字福富字、これは「すごう」と読みますが、大字福富字数合67の1ほか記載の地番については字が大字戸田字矢田に変更になるということで、それから下のほうについてもごらんいただければと思います。

この地番の中に何番の一部という表現がございます。従前の地番が新しい字界によりまして分断をされて、その一部が新しい字地域に変更になるというケースでございます。

また、この変更調書の裏面になりますけれども、裏面の表の下の真ん中あたりに区域に隣接介在する道路、水路等の公有地の取り扱いについて記載をしております。

次に、(2)ということで、一番下になります。土地改良事業の施行する土地の区域外ということで、場所は先ほど審議資料の21ページの平面図の中で、平面図ちょっとごらんいただきたいと思います。21ページの計画平面図の中で茶色で着色した県道から左側のピンクで着色した区域の真ん中あたりに白い四角がございます。この部分が区域外ということで、ここに上げている部分でございます。事業実施の経過の中で

区域外ということになっておりますけども、字区域設定の方針に沿って同じように小字を変更するものでございます。

以上、大庭地区ほ場整備事業に伴う字区域変更についての説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 1 号

○議長（中井 勝君） 日程第 9、議案第 6 1 号、平成 3 0・3 1 年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成 3 0・3 1 年度新温泉町（新）残土処分場建設工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 議案第 6 1 号、平成 3 0・3 1 年度新温泉町（新）残土処分場建設工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

この新残土処分場整備につきましては、これまで旧県道浜坂井土線の戸田口交差点付近から進入路を整備いたしました。また、平成 2 8 年度、2 9 年度で事業用地の買収を終えまして、平成 2 9 年度に埋蔵文化財調査を終えまして、このたびの本体の工事ということになっております。

説明に際しまして、審議資料の 2 2 ページの入札公表調書をごらんいただきたいと思っております。入札件名は、平成 3 0・3 1 年度新温泉町（新）残土処分場建設工事。入札年月日は、平成 3 0 年 8 月 2 2 日でございます。

9の入札状況にありますように、香美町の株式会社西山工務店と町内業者の日興建設株式会社の2社で結成いたしました西山・日興特別共同企業体、それと株本建設工業株式会社と山陰道路株式会社の町内業者2社で結成しました株本・山陰特別共同企業体の2組の特別企業体による指名競争入札を行いまして、株本・山陰特別共同企業体が12億3,000万円で落札し、消費税を加算しますと、4の落札価格というところですけども、13億2,840万円でございます。仮契約は8月22日に締結しております。

この特別共同企業体の結成及び入札までの流れにつきましては、審議資料の23ページのほうですけども、工事入札までの流れということで資料つけさせていただきとります。6月28日に入札審査会が開催されまして、複数の異なる企業が共同で工事を発注し、施工する特別共同企業体での入札方法と決定されました。理由としましては、町の業者選定要綱により通常の業者単体による入札になりますと今回の工事金額になりますと入札に参加できます業者の等級につきましてはAからEの5段階のうち一番上のAランクの業者となります。しかし、町内業者は1社しかないので競争原理が働かないことなどから、新温泉町の共同企業体の取扱要綱に基づきまして、大型工事ということ、また町内業者に発注機会をふやすこと、施工に参加することで技術者の養成、下請業者の育成、資材の共同購入など総合力の向上を図るために特別共同企業体、JVを組むことに決まりました。

7月11日の審査会では、7月12日の欄に記載しておりますとおり代表会社になります、親会社になりますAグループとしましてAランクの7社と、それから構成員となります、子の会社といえますか、その構成員となるBグループの13社が選定されました。共同企業体の構成につきましては、代表会社になる親会社のほうですけども、Aグループの1社に対しまして、構成員となります、子の会社です、Bグループにつきましては2社以内の組み合わせということで、最大で3社の企業体ということでしております。

業者選定に当たりましては、要綱に基づきまして、まず代表会社となるAグループにつきましては、特定建設業を持つ等級がAランクで兵庫県内に本店を有し、今回の工種の地盤改良の実績があり、さらに新温泉町での工事实績のある業者ということで、町内業者の1社に加えまして町外の技術力や経済力のある企業6社が選定されまして、合計7社の選定となりました。構成員となりますBグループにつきましては、町内業者の等級のB、Cランクで特定建設業を持っている業者13社全てが選定されました。

7月12日に予備指名としまして特別共同企業体の結成並びに入札参加申請依頼を全業者に通知しまして、共同企業体の結成をお願いしております。

7月27日に参加申請を締め切りましたが、特別共同企業体の申請がありましたのは先ほど申しあげました2組でありました。

8月1日までに書類審査を行いまして、同日に審査会で入札参加者の決定をいただき、入札通知をさせていただきました。

8月22日に入札を執行しまして、落札したため、このたびの契約案件の上程とさせていただきます。

落札率は95.8%でございます。

それでは、工事概要につきまして説明させていただきます。審議資料の24ページをごらんいただきたいと思います。A3の資料になります。造成計画平面図に工事概要記載しております。

戸田の泉谷ということになります。左側が北の方角になりまして、左の上のところは国道178号、旧の県道浜坂井土線ですけれども、戸田口となります。右側が山ということになりますので、山側ですので、左側が低く、右側が高くなる地形でございます。

平面図右側の上のほうに黒丸があると思いますけれども、その2段下に記載してありますとおり残土処分場の計画容量は130万立米でございます。

左側の中の工事概要について御説明させていただきます。主な工種といたしましては、調整池工、地盤改良工、場内道路工、造成工となります。

まず1つ目の丸ですけれども、調整工であります。平面図の白抜きで洪水調整池と表記してあります左下の斜め線のハッチングの部分となります。河川の護岸と同様の盛り土による延長が114.2メートル、幅につきましては天端で4メートル、下部の裾で53.4メートル、高さが8.1メートルの堤防を築造いたします。築堤盛り土、植生工、平ブロック張り、洪水吐け工、放流管工を施工いたします。

2つ目の丸の地盤改良工は、この谷の湿地部でございますけれども、深いところで約20メートルの軟弱地盤層がございます。この地盤改良が重要な工種となります。軟弱地盤の対策につきましては、兵庫県の総合治水条例に基づきまして兵庫県と事前協議を行いまして、固結工のスラリー攪拌工事、深層混合処理工法に決定いたしました。スラリー攪拌工といいますのは、土の中の軟弱土とセメント系の固化剤を攪拌翼で、羽根がついたもんですけれども、それで強制的に攪拌いたしまして混合して、そのままの位置で深層まで強固な柱状の安定処理土を形成する工法となります。直径が1メートル60センチのくいを3,980本作成し、強固な基盤を築造しまして、それぞれ基盤の上に調整池の堤体と盛り土部分の全面盛り土のほう施工いたします。

次に、3つ目の丸の場内道路工ですけれども、町道から284.95メートル、幅員7メートルの場内道路を整備いたします。

4つ目の丸の造成工につきましては、場内に集水暗渠管を敷設し、防災排水を整備いたします。

なお、平面図右側の浜坂道路Ⅱ期と記載してあるところですが、その下のほうに線があると思います。浜坂道路Ⅱ期の道路のセンターに当たる部分です。新残土処分場との接点となります泉谷の奥地へ行く道路、また排水につきましては新温泉土木事務所が現在予備設計をしておりますので、今後の協議となるところでございます。

25ページと26ページに、それぞれ上の部分ですが、泉谷の奥に向かって左右

に2つあります谷の縦断面図となります。24ページ平面図に記載しております左側の谷となります、東側ですけど、A-A断面の図が25ページ、それから24ページの右側のB-B断面につきましてが26ページということでございます。

斜線でハッチングしてある箇所につきましてが地盤改良する部分でございます。

調整池堤体と残土盛り土基盤の3,980本のくいの密度につきましては、25、26ページそれぞれ下半分の四角のますの中に表記してありますがその部分ですけども、一部を拡大したものととなります。くいの内訳としましては、調整池堤体が1,162本、残土盛り土部分が2,818本、先ほど言いました合計3,980本の施工をいたします。

また、27ページにつきましては、24ページの平面図のナンバー1、ナンバー3の横断面図となります。

なお、工期につきましては、32年3月28日を予定しております。

また、平成30年度の当初予算で議決をいただきましたとおり、31年度の支払い予定分につきましては債務負担行為の限度額内となっております。

それでは、議案の本文に戻っていただきたいと思います。議決事項といたしましては、1、契約の目的、平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、13億2,840万円。4、契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町芦屋338番地の1、平成30・31年度新温泉町（新）残土処分場建設工事、株本・山陰特別企業体、代表者、株本建設工業株式会社、代表取締役社長、株本寛氏でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑をお願いします。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 審議資料の24ページに書かれてる内訳の地盤改良の件なんですけれども、攪拌工ということで3,980と、すごい数ではあります。ただ、マンション等の不同沈下等の関係で、これとは種類が違うんですけれども、くいについての施工については非常に神経質に多分行政のほうがなってるんじゃないかなと思うんですけれども、この3,980本の求めている設計強度確保のための工事管理等の予定がどんなふうになされてるのかをお聞きしたいのと、それと入札調書ですか、そこに最低価格が書かれてたんですけれども、この最低価格、多分これ税込みじゃないかなと思えるんですけれども、最低価格税込みでという表現が何か非常に私の認識の中ではしっくり来ないんですけれども、このあたりについてお考えをお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 済みません。このくいの3,980本の設計強度についてということですが、申しわけございませんが、数値自体は今手元に持っておりませんので申しわけないんですけども、このくいに工事に当たりましては、治水条例の関係がございまして、県の新温泉土木事務所と十分協議を重ねまして、強度は確保したと

いうものでございます。

入札公表調書の最低制限価格、8番のところ、それから予定価格、7のところ、それから4の落札価格、下からなりましたけども、全て税込みということで、以前からこういう表記の仕方にさせていただいておりますので、今回もそれに沿ってさせていただいたというところでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私がお聞きしたかったのは、これだけの数のくい施工精度をどのように管理される予定になってるかということと、最低価格は、入札は税込みではなくて税抜きで入札される中で税込みで最低価格が書かれてると非常にどうなのかなと思いましたので、それについての見解をお聞きしたかったのと、その2点を追加で御答弁いただけるでしょうか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 工事の管理の関係でございますけども、特にこの工法につきまして、深層の混合でございますけども、内容的には前からある工事法ということがありますので、数は多いですけども、職員で施工管理していくということで考えとるところでございます。

様式について総務課。

○議長（中井 勝君） 総務課。

田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 入札の際に当然議員御指摘のように税抜き価格で比較をさせていただきます。それは入札制度導入されたときに非課税業者とか課税業者とかあって、比較する際には税抜きの価格で比較するという形になってございますが、入札公表調書については、これは消費税、地方消費税加算後の額で掲載させていただいてるというものでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 3回目になります。その税込みというのが表現として標準だという認識でよろしいかということと、実際の3,980本というものの施工管理確実にやっていく上で、職員さんが張りつけでもどうなのかなという気もしますし、実際に施工業者さん側の書類といいますか、報告といいますか、そういったものもかなり入ってくると思うんですけど、そのあたりについての確実な施工がなければこの安全な施工、確実な施工ってできないんじゃないかなと思うんですね。それについては発注者としては十分な認識を持って臨まれる必要があると思いますので、心してかかっていたきたいなと、大きな事業でもありますし、安全を確保するという面を十分に配慮いただきたいなと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 議員おっしゃるとおりでございます。特にこの8割が地盤

改良の施工になりますので、これがしっかりしたもんじゃないと安全な施工ができないということになりますので、頑張って管理していきたいと思いますが、職員につきましては一応2名を今充てて、専属ではありませんけども、2名でやっていくというつもりでございますが、今後、内容また検討いたしまして、必要があればまた措置のほうを考えていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 済みません。標準かどうかちょっと今確認中なんですけれども、本町ではこういう形で従前から記載されておりますし、予定価格調書そのものは当然消費税を込みの価格になっております。当然入札のときの参考の金額として税抜きの額で比較するという形になっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第72号、肉用牛生産施設建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、肉用牛生産施設建築工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 議案第72号、肉用牛生産施設建築工事請負契約の締結につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、追加議案としての御提案となりまして、申しわけなく思っております。

肉用牛生産施設、いわゆるアパート牛舎につきましては、4月の中旬に計画承認受けまして、直ちに設計業務の入札を行い、5月中旬に契約、全体設計完了後では工事着手

がおくれるという、遅くなるということから敷地造成工事の設計を先行しまして、設計業者の御尽力をいただく中で6月下旬に敷地造成工事を発注いたしまして、現在施工を進めているものでございます。

建築工事の設計につきましても継続して取り組みまして、9月議会に間に合わせるべく作業を進めてきたところでございますけれども、設計書のチェックの作業と、それから災害復旧工事の発注作業が重なりまして、やむを得ず追加議案としての御提案となりました。

平成29年度の災害復旧工事につきましては、75件のうち52件を未契約で繰り越しをしております、基盤整備係の職員に2人のうち1人はその災害復旧工事の設計施工管理、精算ということにかかわっております、また入札で不落札になるというような件数も11件あるということの中で、降雪等考える中で収穫後早期に着工しなければならないということで、ようやく全ての工事が動き出すのかなという段階になりました。

8月上旬に業務が重複したことによりまして、追加議案としての御提案となりました。大変申しわけなく思っております。御理解をお願いするものでございます。

それでは、初めに、審議資料の追加ナンバー1の30ページをお願いいたします。審議資料追加ナンバー1の30ページでございます。1の事業概要についてでございます。肉用牛経営の拡大を図り、畜産経営の振興に資するため、31ページに位置図をつけておりますけれども、丹土地区の土地をお借りいたしまして賃貸式の共同利用畜舎、いわゆるアパート牛舎を整備するものでございます。

2番の工事概要でございます。牛舎棟は、木造平家建てで2棟計画いたしております。1棟当たりの建築面積は494平米、規模は38頭となっております。堆肥舎棟は、木造平家建て1棟で、建築面積は288平米でございます。

3の工事期間につきましては、平成31年3月25日を予定をとりまして、敷地造成工事、それから地盤改良工事を終えまして、現場着手の予定でございます。

32ページの計画平面図をお願いいたします。現場が傾斜地ということもございまして、敷地地盤は2段になっております。奥側に牛舎棟、手前に堆肥舎棟というふうにごらんいただきます図面のとおり計画をいたしております、敷地への進入は牛舎棟A棟と書いておりますけれども、その右下の斜め線が若干入っております、その三角の斜線部のところから進入の予定でございます。

それからこの牛舎棟、堆肥舎棟の立面図につきましては、次のページでございます、33ページに添付いたしております、先ほど申し上げましたとおり敷地が2段となるということで、この立面図の右下、朝、正誤表でお配りをさせていただきましたけれども、2.7メートルの高低差がつくという計画になります。

それから次に、これも朝お配りをさせていただきました審議資料の追加ナンバー2の34ページをお開きいただきたいと思っております。先ほどの計画平面図を少し拡大をしまして、給排水等の設備計画を記載をいたしております。前面道路から水道引き込みまして、

各牛舎棟に配管をして、排水は棟ごとに便槽にためて、堆肥舎も同様に便槽に集めまして、利用者の方に処理していただくように計画をいたしております。送風機、換気扇についても記載のとおり計画いたしております。

この中で堆肥舎棟の左側、便槽が敷地の外にあるようにごらんいただけるかと思いますが、当然この部分も含めて借地をするというような計画をしております。

それから現在トイレにつきましては、旧の管理棟、現在ある管理棟のトイレを利用するというので、現在のこの工事の中には入っておりません。

それから予算との調整の関係で、建物周りのコンクリート舗装を現在含まれていないというような内容になっております。今後、この2点につきましては、対応を検討する必要があるのかなというふうに現時点では考えております。

それでは、もう一度、いろいろありまして申しわけないです。審議資料追加ナンバー1の29ページをお願いいたします。入札公表調書でございます。9月の3日に町内の建築業者8社によりまして入札を実施をいたしております。

入札状況ということで、9番に記載をいたしております。1回目の入札には全社応札をいただいたところでございますけれども、そこに書いてあります2回目の入札結果、最終の入札額ということでは、4社が辞退、その他4社が予定価格を上回っていることから落札者はおりませんでした。

先ほどからも御質問にありましたけれども、7の予定価格は税込みということで、これを税抜き価格にいたしますと9,659万1,000円ということで、最終入札額以下となりますので、全て予定価格を超えているということがわかりだというふうに思います。

落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号によりまして希望業者である株本建設工業株式会社から見積書を徴しまして、随意契約にて1億411万2,000円で締結するものでございます。

それでは、議案の追加ナンバー1にお戻りをいただきたいと思います。1、契約の目的につきましては、肉用牛生産施設建築工事。2、契約の方法は、随意契約。3、契約の金額が先ほど申し上げましたとおり1億411万2,000円でございます。4、契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町芦屋338番地の1、株本建設工事株式会社代表取締役社長、株本寛氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 3 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 1、議案第 6 3 号、平成 3 0 年度新温泉町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成 3 0 年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります、総務教育常任委員会で否決となりました認定こども園費の不動産鑑定業務委託料について、御指摘の点を踏まえ、執行を停止することとさせていただきたく、この内容につきまして、こども教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） それでは、こども教育課から報告をいたします。

浜坂認定こども園の用地の不動産鑑定評価の予算を盛り込んでおりましたが、去る 9 月 1 0 日の総務教育常任委員会での御指摘を受け、候補地についての整備検討委員会の最終報告がまだの段階であり、大庭認定こども園との関連の整理の御意見をいただいているところでもありますので、最終報告等、議会を初めとする合意が得られるまで、この予算の執行は停止させていただきたいと思っております。御理解と御了承をお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） それでは、内容については説明が済んでおります、休憩中に。

これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括一括でございます。

それでは、質疑をお願いします。

1 1 番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ただいま報告いただいた認定こども園の件で再検討をということで町当局のほうで修正的な対応をいただいたわけですが、今回提案いただいている補正予算の中の今、同じ項目の中に大庭認定こども園の耐震診断が含まれています。耐震診断は、もともと耐震補強をするという前提でなされる業務です。まして、今回現況の設計図書が保管されていないということで、大変コンクリートをはつって鉄筋を出したような形をとったりしながら進めなきゃいけない業務だと聞いておりますけれども、果たして耐震診断をして耐震補強を今の園を使いながらできるのかということが

非常に疑問な点です。

つまり利用しながら使うことができなければ、どこかで仮の園舎をつくったり、さまざまなことが必要になります。もしもそうでないとするば、耐震診断ということ自体が意味をなさない業務になってしまいます。もし建てかえということであれば耐力度調査になろうと思いますし、耐震診断にしても詳しい第2次、第3次の診断をしなくても、簡易な第1次診断でおおよその強度的なものは把握できると私は認識してはいますが、効率的な歳出事業を検討していただきたいと考えていますけれども、この耐震診断についてのお考えをお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 大庭認定こども園の耐震診断につきましては、議会の中でも安全性の確認が至急必要ではないかという指摘を受けて、今回補正予算で上げさせていただいたところでございます。

この耐震診断の法的なものでいきますと、2階建て以上かつ500平米以上というのが努力義務となっているところでございますが、旧の耐震基準、昭和56年の5月までで建設されたものであり、また築年数も40年以上経過しており、コンクリートの中性化が進んでいる可能性もありますので、この耐震診断を実施をさせていただきたいということで予算の上程をさせていただいたところでございます。

設計図書につきましては、今、議員が言われましたように、設計図書がない状態ではありますが、今回の耐震診断の中で設計図書にかわる復元についてもお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（中井 勝君） 審査と同時進行できるのかという、園を運営しながら。

○こども教育課長（西村 徹君） 耐震診断につきましては、現在その業務内容につきまして検討をしているところでございますが、仕様書の中で調査をして耐震診断判定、また補強方針の作成というふうなことで考えているところでございます。努力義務にも該当しないということではありますが、それにつきましては、この業務の中で、今言われたことにつきましても検討したいと考えております。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今回の業務、2次診断をやろうと思ったら設計図書がないということで、コンクリートをはつって鉄筋を確認するとかいう業務が入ってきます。それ自体も園にとってはかなり負担もあるし、作業自体もかなり負担があるということで考えられるわけですが、それを1次診断とか、そういった形の中で方針を立てて、実際に今の大庭認定こども園を果たして補強して使っていくかどうかということが確定しない段階で、そこまで深く調査をする必要があるのかといったところ、安全性がどのあたりまで確保できるかということが確認できれば、次の方針というのはおおむね立てていけるのではないかなと感じるわけですが、それについては今すぐ安全確認しますということがだめですということではなくて、確認する必要があると思うんで

すけれども、それについて無駄なところまで、無駄と言ってはちょっと過ぎたるかもしれませんが、効率のいい有効な形で業務を執行していただきたいなと思いますので、町当局ではそのあたりを練っていただいて、何が一番適切なのか、そこを再検討いただいて執行いただきたいなと考えますので、再検討願いたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） この耐震診断につきまして、先日の総務教育常任委員会の資料の13ページに記載をさせていただいておりますが、その結果によりまして改築等、それから耐震補強、大規模改造、また耐震上問題なし、それら3通りのものも結果としてありますので、今、御意見をいただいたことを検討して実施したいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 9ページの農林水産業費の漁港管理費の委託料の490万の増額についてお尋ねします。この委託料、一昨年まで浜坂港、諸寄港、居組港といった県営漁港の美化清掃を行っていたと聞いていますが、昨年度は台風などの異常気象に伴い、海岸に打ち上げられたごみの量が大変ふえてきて、もう予算内での処理が困難になり、優先的にイベントや海水浴客の多い浜坂港及びその周辺のみにしかちょっと美化清掃ができなくなったと聞いております。本年度は、こうして増額があるわけですが、現時点までの各県営漁港の美化清掃の状況と、それから補正による増額に伴って、今後どういうふうに事業が展開するのかということをお尋ねします。

それから、9ページの商工費の商工振興費、地域循環創造事業交付金2,500万についてお尋ねします。この事業、新規の事業ですけど、5月の議会報告会においても、町民の方から新規の事業で事業計画等を十分に精査するよという御意見も出ておりますので、ちょっと注目しておったわけですけど、趣旨としては、非常に伝統的な但馬杜氏の技術を地元の酒米を使ってつくって、それを地元を中心として販売していくという理念自体は素晴らしいものだと思っておりますけど、これについて進められる社長というのが前町長ということで、このあたり町が補助する対象ということでどうなのかということちょっと疑問に思うわけで、そのあたりの見解をお聞かせいただきたい。

それから技術というか、製造のほうは、この産建の資料を見ますと、有名な優秀な杜氏さんがおられて、製造のほうはいいお酒ができると思っておりますが、販売のほう、これが地元を中心に販売するということですけど、地元の宿泊施設というのが既にそれぞれ仕入れ先というものがあまして、そこに割り込むということはなかなか難しいところだと思います。そういったことに長けた人材が確保されているのか。それからあと、この事業は、但馬杜氏の技術の伝承ということが大きなテーマになっておりまして、教えるベテランの杜氏さんは素晴らしい方なんですけど、教えられるほう、技術を伝承して今後酒をつくっていく方の人材確保ができていますか。販売営業と杜氏の方の後継者の方

の人材の確保という点でどうなのかということをお尋ねします。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 私からは、漁港管理費の490万円の補正の増ということについて御質問いただきました。

昨年度も最終的には1,420万という委託料が実績として上がっております。そういった中で県にもずっと要望を続けてきた中で、当初は昨年並みの予算を組んだんですけども、その辺を御理解いただいて、7月に最終的には1,490万という内示でしたので、今回490万円の増額ということで御提案をしているところでございます。

昨年も当然イベント前、それから集中豪雨、台風の5号、18号、21号というふうなことで、そういった時期での漂着物の除去というのがやはり主というか、全ての内容になります。ことしにつきましても、7月豪雨ということで7月の初めに豪雨がありまして、その中で漂着物の除去ということで実施をいたしております。川下祭りが間近にきた海水浴、それからイベントということの中で、早期に実施せんといけんということで、それは実施をさせていただきました。

今後とも、自然が相手という部分がありますので、当然台風であったり集中豪雨に備えて予算を確保していくということがあろうかなと思いますので、どういう使い方ということじゃなしに、そういったものに対応できる予算がついたということで御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 事業についての中で、代表者が前町長ではという御質問がございました。

事業内容について特に問題ないということで思っておりますし、たまたまいろんなメンバーの中で代表が前町長になったということだと考えておりますので、特に問題ないと考えております。

次に、販売についてでございますけれども、販売を確定するというものはございません。特に事業計画ということで出させていただいておりますし、多くの方、地元の方と協力してという事業でございますので、特に観光協会等の関係の方等と一緒にやってということも聞いておりますので、そこを中心にやっていかれると考えてるところでございます。

次に、杜氏の受けるほうの人材でございますけれども、今現在、杜氏としての仕事をやってるわけではございませんけれども、専任でその任につく方がいらっしゃると聞いております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） まず農林水産で、浜坂漁港だけでなしに、居組、諸寄も行っていくというふうな受けとめさせてもらってよろしいでしょうか。

それから、商工ですが、いろんな方がこの会社の設立にかかわっておられて、その中

の1人の前町長が取締役につかれたということで、大勢の方がその設立にかかわっていて、販売ルートについても、そういった協力のもとで行われると受け取らせてもらってよろしいでしょうか。

それと、専任の方については、そういった杜氏として今後活躍されるという強い意思がおりなのか、そこら辺いかがでしょう。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 議員御指摘のとおり、関係の方が協力してやっていると聞いておりますし、考えております。跡を継ぐ方につきましても、その意思でそこに勤めると聞いております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 当然おっしゃったとおり対象は県漁港ということで、浜坂、諸寄、居組が対象の予算でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 今の質問にちょっと関係するんですが、地域経済循環創造事業交付金の件であります。町費入れて2,500万の補助を出すと。事業費が約5,000万、半分が融資事業であると。そういう中で精力的に取り組まれる。前町長がもともと酒屋をつくりたいと言っていましたので、ですから、そういうことが晴れてできるのかなという気がするんですが。在職中からこの事業を進めてきたということがなければいいんですが、その確認を1点。

それから、この補助金を受ける事業主体、永雄酒造有限会社、どれぐらいの規模の会社で、取締役が何人、そしてまた収支計画なり、その辺はきちっと補助元として整理、収集してるかどうか。国の補助金の随伴ということがあるんですけど、やはり町の税金を投入する。そういう観点で言えば、国と同レベルのやっぱり知識、情報をもってしてこの事業の応援の是非が出てくるものと思います。そういう部分で、確固たる体制と確固たる資金については大体わかったんですけど、そういう体制で進んでるかどうかということを改めて聞きたいと思います。

酒屋ですから水と米が基本ですから、米は地元の酒米、ちょうどあの前に看板が出ますよね、いつも。酒米はいいんですが、水が余りええ場所じゃないということをちょっと聞いたことがあります。さっきどこかの説明の中で、水道水を使うと言われたんですが、通常余り水道水を使わない。使うとしたら何かの処置をして使うんじゃないかと思うんですが、その辺の製造についての何か明確に出たもんがあるかどうか。

それから、この交付金の計画書の中に随所に観光業者等との連携、地元観光協会などとの連携、連携というのはどこまで、思いなのか、それともきちっとそういう組織と話し合いを持たれて、じゃあ販売協定まではいかんにしても、優先的に扱う量の二、三割

取るでというようなことができてるかどうか。その辺もちょっと確認したいと思います。

ちょっとメモが、さっき聞き漏らした分があって、当初30年度は100万で、31年度から4,500万だったんでしょうか、売り上げ目標。その辺をちょっと改めて教えてください。

それから、たくさん申しますけど、事業に伴う費用の半分を税金で賄うと、こういう条件のもとですから、そういう違ったところからのパワーをもってして事業を成功させるということは一つの方法だと思います。そういう中で、今考えてるこの随伴補助以外に町には企業立地促進条例、それとかこの資料にもありますが、地域資源活用促進事業補助金、上限100万、そういう事業があるわけです。そういうことは、今回一つ、地域資源活用促進事業で300万の補正があるんですが、そういうことも想定して物が動いてるかどうか。僕は、その2,500万以上の補助というのを求めるべきじゃないという覚悟のもとでやってほしいなと。こういう補助があるけえ、これ全部とってくるじゃなくて、2,500万の中に国もこの町も含めて応援してると、そういう覚悟で事業に向かってほしいと思ってますので、ほかのそういうもろもろの企業立地に伴う補助金を投入すべきじゃないという気がします。だから、この取り扱いについてどうお考えかということを確認しておきたいと思います。

これが主な質問ですが、あとは関連して、関連でもないな。9ページの林業振興費の町行造林の分収契約交付金で40%を払っておられます。現在というか、当時から四分六というのが一つのラインだったと思います。でも、公社、公団については七三とか、そういう配分に切りかえてきよる分があります。その辺、この町の町行造林の扱いについては見直しか、そういったことは考えて、僕は考えてほしくないんだけど。そういうことは視野にあるかどうかということを確認しておきたいと思います。

それから土木費、10ページの道路橋梁維持費、新設改良費の部分であります。ちょっとこれ説明を僕、メモできなかつたもんで、改めて中身を知りたい。もし入っておればいいんだけど、従来からリフレッシュパークの前の町道の消雪が機能しない。建設課もわかって何の対応もできてない。できてない理由がお金がない。ぜひこの部分、忘れんように、本当に観光施設ですし、町長の求める温泉活用の前線だと思います。そういう雪があって通れんとか、そんな不自由な状態は優先的にやっぱり片づけてほしいなということがあるもんで、改めて質問をしておきたいと思います。以上。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 前町長が現職時代からということでございますけれども、地域経済循環創造事業交付金につきましては、やめられてから、12月でしたかね、検討に入りまして、3月、本来でしたら当初予算ということもあつたんですけれども、銀行の正式な申請書が出ないという中で、委員会報告だけということにさせていただいております。その中で、このたび正式に事業が決定したということで補正を上げさせていただくとところでございます。

次に、永雄酒造の状況でございますけれども、委員会資料につけさせていただいておりますけれども、京都府の京丹後市にある酒造会社でございます。新しい新規の酒造につきましては、新しい酒造会社がなかなか税務上難しいという中で、今ある酒造会社が移転するという形でございます。今の状況でございますけれども、新しいお酒の製造はしておりません。古酒の販売のみの状況でございます。取締役でございますけれども、代表として岡本英樹氏と、あとは永雄照子氏の2人でございます。有限会社でございますので、そういった形になっております。

委員会報告でもさせていただきましたけれども、計画書の中にありますけれども、600万が資本金ということになっております。売り上げの目標でございますけれども、本年度が100万ということでございます。平成30年度につきましては、新しい酒づくりが試験的に3月ぐらいにできればという計画でございますので、その売り上げを見込んでいるわけではございません。古酒と、あるいは今幾らかできればという中の100万でございます。平成31年度から本格的な稼働という中で、その金額を上げさせていただきました。順次計画のほうは売り上げを伸ばさせていただくという予定でございます。

水と米についてという御質問です。米については地元の酒米をとということでございますし、水については、委員会の御質問の中でも答弁させていただきましたけれども、水道水ということで聞いております。これにつきましては、酒をつくる、あるいは工場を建設する等について、杜氏さんたちがいろいろ関係をして計画を一緒に練っているということがございますので、その内容も水道水のこともお話は聞きました。私も、それがよいのか悪いのかは知りませんが、水のきれいなところに出る湧き水を使うと思っただけですけれども、杜氏さんいわく、今ごろは保健所の関係で水道水を処理して使うということが一般的だと聞いております。その水につきましては、既に所定の米をつくることに十分適しているかということで検査も済んでいるということで聞いています。

次に、その他の補助についてでございますけれども、今補正で上げている分につきましては、これを重複して上げるという予定はございません。ただ、補助事業につきましては、考え方といたしまして、もちろん1つの品物について重複した補助はできませんけれども、例えば県の補助、国の補助、町の補助、随伴していろいろやる中では、対象が異なれば補助はできるという形の随伴制度がございます。そういった中での活用は、今のところ申し込みがあるわけではございませんけれども、一般的に可能だと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） あと連携できてるかということについて。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 地元の観光協会と言いましたけれども、協会として正式にやっているものではございませんので、その中の例えば旅館さん、あるいは民宿さんとの個別のというふうには聞いているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 分収造林の関係で御質問をいただきました。分収造林の還元金57万5,000円を歳入の4ページに計上いたしまして、分収割合に基づきまして、40%である23万円をこの歳出で計上しております。町が60%、土地所有者が40%という分収割合でございます。この関係につきまして、現時点で見直す考えはございません。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 湯区地内の消雪施設についてでございます。このたび補正でお願いしておりますのは、道路橋梁維持費の工事請負費1,365万円のうちなんですけども、湯地区内の荒湯付近ということで、温泉橋の消雪ノズルの交換、そしてその前にあります取水施設の排泥管の改良工事ということをお願いしております。リフレッシュ前の消雪につきましては、昨年度ポンプをかえたということでしたが、期間中やっぱり水の出が悪いということがございまして、大変御迷惑をおかけしました。ことしにつきましては、消雪の点検を行って、その後、3月までの期間を通して湯区全体の消雪について、どういう問題があるかということ进行调查していくということで、抜本的な対策を考えていこうということで委託料のほうでお願いしているところでございます。そういうことで、このたびは温泉橋と取水施設の前のところの排泥管の改良ということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 2,500万の件ですが、今のところは、ほかの補助は入らないと。だから、物をつくるということにおいては、ほかの補助は入らない。今の計画に必要なお金については、これで賄うべきだと思いますから、それ以外のものが入ったらおかしいと思うんだけど。その延長線上で随伴なりもあり得るよと。それは制度ですからあり得るだろうし、ただ、取り扱う皆さんの判断というか、これは控えていただきたいとか、そういうことを持ちながらしてほしいなど。何でも要件が合うから、どんどんどんどん出したらええでというふうになってほしくないなという気がするもので、申し上げました。制度は制度ですから、できるもんは、使えるもんは使えということじゃない部分で走ってほしいなということを申し上げておきたいと思います。

それから、リフ前のことですが、ありがたいですよ、全体をちゃんと見てくれて。でも、出ないんですよ、残念ながら。波があるんだったら、おっしゃったとおりでええわ。波を解消して、いつも安定的に出るように全体を見直す。でも、出ないんだよ。たんびに直営で除雪したり水を流したり、いろいろ工夫しながらしよるけど、やっぱりちょっと雪が多くなると大変な作業です。だから、出ないということのやっぱり解消は早期にしてあげないと、すべきだし。だから、そのことを力いっぱい言うておきたい。これはこの冬だけじゃないから、ぜひきちっと対応をお願いしたい。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 随伴等別の補助事業については、今現在全く考えていないというところでございます。議員御指摘のように、控えていただきたいということではございますけれども、事業の内容につきましては、その制度に合わせて適正に執行していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） このたびの期間を通して雪の降り方でどうなるのか、また取水施設のごみの詰まり方がどうなのか、人的に動けば対処できるのか、その点につきまして検討してまいりたいと思っておりますので、ことしすぐには対応はできないかもしれませんが、除雪できる対応はさせていただきますし、抜本的な対策について考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと2点聞かせてください。

6ページ、企画費のところ、町民ふれあいの旅は中止だということでもありますけども、中止の要因は何でしょうか。これまで本当にだんだんだんだん人数が、参加者の数が減ってることも一番大きな要因かなと思うんですけども、ちょっとここら辺でしっかり見直しなり、それなりをする必要があるのではないかなと思うんですけども、ちょっとその点についてどんな考えを持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。

それから、8ページの保健衛生総務費の節で言えば24の出資金、浜坂病院事業会計出資金というのがどうもどういう内容なのかなと思うんですけど、ちょっとこれ説明してください。何のための出資金なのか。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、町民ふれあいの旅でございます。町民ふれあいの旅、ことし土佐方面ということを計画しておりました。それにつきましては、チラシの全戸配布、それから広報、ホームページ、それから行政放送などでも住民の皆さんに御案内をしたところでございます。そうした中で、最低催行人数を30名という設定をいたしておりましたけども、19名しか集まらなかったということで、計画を断念いたしました。これについては以前に報告を申し上げたところでございます。

近年の町民ふれあいの旅の状況でございます。合併当時、いろんな市町がこのふれあいの旅を計画しておりましたけども、一番最後まで続けてきたのが本町というような状況になっておまして、年々人数も減ってきているという状況でございます。これにつきましては、監査委員からも御指摘をいただいております、これを今後存続するのか、あるいは方向を変えていくのか、十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 保健衛生総務費の24節、投資及び出資金の関係でございます。浜坂病院の事業会計出資金ということでございますが、浜坂病院で、このた

び空調整備を実施します。それにあわせて、病院の裏にございます健康福祉課が管理しております保健センターがございます。そこの分もあわせて整備していただきますので、保健センターに係る負担分として出資をさせていただくものでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） まず、ふれあいの旅ですけども、民間の中でも農協だとか、いろんなところがふれあいの旅をやっとるわけで、そこら辺を大いに応援していくとか、そういう方向に変えたらどうでしょう。多分JRなり、その利用を促進する意味でこういう取り組みをやったのかなと思うんですけども、今の時代ですから、やっぱりそういう民間の方たちの各団体がやっていますので、そういうことをいかに促進していくか、そういう方向で応援していくと。それがお金であったり、例えばチラシ、宣伝をしてあげるとか、例えばの話ですよ。そういう方向に変えたらどうかと提案をいたしたいと思います。

それから、病院がかわりにやるということで、浜坂福祉センターですか、そういうことになっておりますけど、これが何で出資金なのかなというのがちょっとよくわからないんですけども。何か出資金の意味が、出資と言え、何かその資本をふやしていくような感じのあれになるんですけども、本当に何か違和感のある出し方だなと思うんですけど、別な形でこれすっきりしたあれになりませんか。言葉が適切じゃないと思うんですけど、どう思われてますか。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 町民ふれあいの旅につきましては、議員御指摘のとおり、一つの目的にJR利用というようなこともございました。今後の方向につきましては、他市町の状況がなくなってきたという状況、それから本町の参加人員も減ってきている状況、そういったことを勘案いたしまして、今後検討してまいります。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） あくまでもこの空調整備につきましては、病院事業のほうで実施しますので、出資という形でうちのほうが負担をさせていただくわけで、このたびの出資金ということで予算を計上させていただきました。

○議長（中井 勝君） そのほか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 済みません、6ページの企画費の中の18節の備品購入費の50万、ちょっと説明を聞き漏らしちゃいましたので、詳しく説明してほしいのが1点。

それと、12ページの3目の26節の寄附金の5万円なんですけども、寄附金を一般会計で支出するというのは、どうも僕も違和感を感じております。寄附金であれば、町長交際費で対応すべきものではないかなと思っておりますけど、御見解をお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 18節の備品購入費につきましては、荒湯がございましたけれども、荒湯の下の湯つぼに温め器を設置するというので、金属製の構造物を購入するという計画をいたしております。

○議長（中井 勝君） あと5万円。

川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） この今回補正で組ませていただいております保健体育施設費の寄附金5万円につきまして、当初、議員の御指摘のとおり、町長の交際費ということでも検討しておりましたが、やはりこの募金、また内容の明確化、はっきりさせるということで、今回補正の一般寄附金というところに組ませていただきました。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 何かどうしてもやっぱり寄附金を一般会計から出さない趣旨が、確かに災害は年中どこそこにもようけあるのはあります。そのたびに一般会計から寄附をするというのがどうしても前例になってしまわないかという思いがありまして、何でこのB & Gだけの財団に寄附をせないけんのか。寄附をせないけん要素はようけあると思うんですけど、一般会計からこういう特別なというか、一部の団体のみに寄附をするというのは、どうも何か腑に落ちない部分がありまして、何かちょっと違和感を感じるなと思います。

それと、湯つぼに温め器というのの目的は何なのでしょう。ちょっとその点を教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 温め器の目的は、今現在荒湯のあたりでは、春の時期であれば山菜を湯がいたりとか、そういったことをしておりますけれども、冬場の荒湯の楽しみ方の一つとして、例えばコーヒーであるとか、そういう飲料を温めたりだとか、そういった温泉の楽しみ方の一つを提供するというような目的で考えております。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 議員の御指摘のとおり、特定の財団ということにはなりますが、当町もB & G財団よりプール、艇庫、いろんな体育施設の支援をいただいておりますし、今後もそういう形での支援をいただきたいという、そういうつながりの中で、今回B & G財団より西日本の集中豪雨により被災地への寄附募金の要請がありました。これを受けまして、今回募金という、寄附金という形で組ませていただきました。御理解いただけたらということで、よろしく願います。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） ただいまの件ですけれども、議員言われるように、町長交際費というようなことを考えましたけれども、財務の実務提要とか、そういうので調べました結果、通常であれば町長交際費は適当ではないということで、この寄附金という科目

で執行するのが妥当だということでございます。災害救助費なんかでよく執行するような場合が寄附の場合にはあるわけですが、今回の場合は、寄附先がB & G財団ということで、この科目で計上させていただいたということでございます。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） その寄附金をやっぱりこれから先も、これまでこういう寄附金の形を見たことがありませんでしたので、初めての経験なんですけれども、これから先もこういうことがあるんだったら、やはり寄附金をこういう場合には予算計上するとかいうことの基準を一応文章で羅列しておかないと、何かほかのといえますか、町外の寄附金になると思うんですけども、何かアンバランスができるような気がして、全部が全部寄附をするというわけではないでしょうけども、何か一定の基準が欲しいなと思います。

それと、荒湯の湯つぼの件、これは電気で温めるものなのか、温泉の湯の温度でそのままそういう缶コーヒーが温まるという設備なんですか。ちょっとそのところも教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 温め器というのがステンレス製のかごを予定しております、それを下の湯つぼにつけることによって、ある程度の湯の、湯ですので水深というのはおかしいかもわからないですけども、例えば5センチぐらいの水深を確保することによって、そこに物をつけると温まるということで、お湯で温めるという意味合いでございます。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 今回の寄附についての考え方は、本町に非常に貢献されてる財団であるということがありまして、そこのお仲間というんですか、同じ財団が持っている施設が被災しているということの関係性から、寄附ということを考えてございまして、全く何の基準もなくやってるわけではなく、我がほうにも非常にお世話になっている、そういった財団にあった、そしてこういう災害というのはどこにでも起こり得る、我がほうにでも起こり得るということから考えたものでございまして、こういった考え方で類似のものが出来たりしたら、また検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（中井 勝君） そんなのを明記しとかんでもいいですかって。
どうぞ。

○副町長（田中 孝幸君） こういった災害については、基本的にはいろんなケースがあるろうかと思えます。その都度そういった前例に照らしながら、きちっと決裁という形ですることによって、積み重ねていくことによって基準が明確になっていくものと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 6ページの企画費の13節委託料の関係です。地域おこし協力隊の募集チラシの作成業務とありますけれども、これは現在、現状募集している内容でつくられるのでしょうか。今、産建の資料なんかでも一覧、名簿で出していたいてましたけれども、地域おこし協力隊の活用方法、本町においてははいまいち活動内容が表に見えてこないといえますか、ぱっとしてこないところが見受けられまして、また事業を任期満了された方に関しても、期間中に活動された内容をきちっと生かして、また地域の中でやっていらっしゃる方と、またなかなか直結されない方がいらっしゃるように見受けられるんです。今現在募集中の多分国際交流の関係あたりのところなのかなと思うんですが、その辺きちっと整理されているのかなというところをお伺いしたいです。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、委託料でございます。このチラシ作成というのは、今現在地域おこし協力隊の募集で使っているものではなくて、19節にJOINの移住・交流地域おこしフェアの出店料というのも計上をさせていただいております。本町が地域おこし協力隊を募集しても、なかなか応募者がいない、それから応募があっても途中で辞退されるというようなケースがございます。そういったところで、東京のほうでこういうフェアがございますので、そちらのほうで協力隊の募集をきちっとやっていこうということで、それにあわせてチラシ、そういったもののデザインも含めて作成して持ってきて、PRを継続してやっていこうという考え方のものがございます。

それから、地域おこし協力隊の活動につきましては、それぞれ所管のところ、どういった業務をやっていくかというのは管理していただいておりますし、それから起業される方も地域おこし協力隊のこれまでの業務の関係ということがございますけれども、そのまま地域おこし協力隊でやっていた業務ということでも、協力隊のときにできるネットワークを活用するというような方向で、地域おこし協力隊時代の活動が生きているんじゃないか、そういうふうに思っております。

○議長（中井 勝君） いいですか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 都市部でPRするためのチラシということですが、一つ認識していただきたいのは、地域おこし協力隊は国が補助してくれる臨時職員じゃない、そういう趣旨の事業ではないということをきちっと認識していただいて外でPRしていかないと、そういったところで自分が行きたい地域を探している若者にとっては、どんな魅力的な活動ができるか、そういったことも含めて選ばれていると思いますので、その辺をきちっと整理していただきたいなと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員おっしゃるとおりだと思います。ただ単に3年間来ていた

だいて仕事を手伝っていただくという観点では、本来の地域おこし協力隊、3年間おった後は、その地域で頑張ってくださいというのが本来の国の方針の大きな柱でもあります。そういったところをきっちりと捉らまえた上で、そういう方針に沿うように、地域に残っていただいて、なおかつ活性化、地域が元気になるように頑張ってください、そういう支援をしていきたいと思っております。昨年も1名、3年間務めた後、地域、もともとこちらが出身だったんですけど、1名、それからこの3月退職、3年間務めた方も先日、諸寄で頑張ってくださいと。また、この8月にも1名、3年間務めていただきましたけど、その方も地域で頑張ると、こちらで頑張るということで、できるだけ支援をしていただいて、本来の本人のため、それから地域の、町のためにも両方がやりがいがあるような、そういう方向性を打ち出していくよう努力したいと思っております。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。45分まで。

午後2時32分休憩

午後2時45分再開

○議長（中井 勝君） それでは、再開いたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、お尋ねいたします。

7ページの認定こども園費の不動産鑑定業務についてお尋ねをいたします。先ほどこの業務については凍結をすると。議会なり一応そこにもきちっと報告なさって、どこだっということが決まってからというお話でございましたけども、この中で、総務教育常任委員会の資料によりますと、最終的にはこの事務局案というのが、いわゆる現在地で畑ですかね、あそこは、田んぼですかね。そこを買い上げる、そしてかさ上げをするという形だと。これがいわゆる検討委員会の最終報告ということになるんですか。どうもそこら辺のところははっきりとしないわけです。

それで、もう一つは、私はこれまでの議論を聞いてて、すこやか広場なるものがあれだけいろいろと近所の方たちや体育協会だとか、そういうもんから批判を食らったわけですね。実際にやっぱりそういった点では、すこやか広場というのは、これはきちっと断念なら断念という形をとるべきだし、そうでなければ、やっぱり今後にもまだいろいろと問題が出るのではないかと。ここに至った経過を含めて、第2回目というか、1回目の前の検討委員会ではなくて、今回の検討委員会では最終結論はどうなったのか。それをきちっと報告してください。

それから、いわゆるなぜ凍結をするのか。言えば議会が総務委員会の中で否決をしたから、そうせざるを得ないのか。それなりに当局として、どういう考えでこういうものをきちっと提案したのか、それを述べてください。最終報告ですか、これが、議会に対する。その点をちょっと聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 耕治君） まず1点目の2期での最終報告か否かという点でございます。この件につきましては、この現在地プラス2場所の候補でというところが委員会のこれまでの決定でございます。どちらかを選定して最終報告になるだろうと考えております。とりあえず以上でございます。

2点目につきましては、課長が申し上げます。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 今回、総務教育常任委員会で報告させていただいたのは、現在地の隣接する2つのところを上げておりますが、これはどちらにするかについては、まだ結論は出ておりません。ですので、今回報告をさせていただいたのは、最終報告ではなくて、現段階での、最初に近いわけですけれども、最初に近いと申しますのは、検討委員会の第2回目の7月25日に現在地周辺を買いまして整備するということの結論で、検討委員会としては、その段階で全会一致ということで隣接する2カ所ということでしておりますが、今回報告させていただいたのは最終報告ではございませんので、しかるべき時期に今後最終報告書という形で報告をさせていただく予定にしておるところでございます。

事務局案という表記なんですけど、検討委員会の中では、各委員さんに適地はないでしょうかということ投げかけさせていただいて、結局委員からの提案というものはなかったということで、それらの経過を踏まえて現在地ということで、表記は事務局案となっておりますが、これは委員会の案というふうに思っておるところでございます。ですので、そこに全会一致で絞ったということでもありますので、すこやか広場については、3月の県の津波の浸水シミュレーション等も踏まえまして、すこやか広場は外れたという認識でございます。

先ほども報告をさせていただいたわけですが、最終報告書という形、それから大庭認定こども園との関連の部分について要請をいただいておりますので、それらを整理して、この議会にも一定の合意を得られた段階までは、鑑定評価の不動産の評価については予算の執行停止をさせていただきたいということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

8番、小林俊之君。

○議員（8番 小林 俊之君） 本案に対して修正動議を提出いたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後2時52分休憩

午後2時53分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

本案に対して、6番、小林俊之君ほか2名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

8番、小林俊之君。

○議員（8番 小林 俊之君） 浜坂認定こども園の改修に伴い、現在地に隣接した農地を取得するための土地鑑定料74万円を減額するという修正案です。

修正案の最後のページをごらんください。歳入歳出とありまして、歳出の右の下、説明の欄、不動産鑑定業務、これは委員会でわかった時点では74万円です。この74万円を削除した部分がここの数字となっています。その上の歳入は、財政調整基金の繰入金と同じく74万円を減じたものがこの金額となります。

金額の朗読は差し控えますが、一番最初の第1ページ目、議案第63号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。

第1条中、2億5,025万1,000円を2億4,951万1,000円に、105億1,528万円を105億1,454万円に改めるといふものです。

御承知のとおり、整備検討委員会の決定したすこやか広場は、地域住民や利用者の理解が得られず、ストップをしています。町長がかわり、第2期整備検討委員会が組織され、現在まで6月、7月、8月と3回の会議が行われています。3月に兵庫県より津波浸水想定をしたハザードマップが発表され、現在の浜坂認定こども園には、津波の被害がないと想定をされました。それにより、現在地に周辺地を買い増して整備することを第2回目の7月の委員会で決定をしています。

ただ、津波の心配がないとなると、より古い大庭認定こども園が優先ではと疑問が湧きます。これには、資料にも書いてありますが、浜坂認定こども園は、これまでの経緯もあり、耐力度調査では危険建物の判定が出ている。大庭認定こども園については、耐震診断の実施を予定しており、その状況を踏まえて対応するとしています。これでよいのでしょうか。平成2年の水害を受けた大庭認定こども園です。耐震診断で悪い結果が出れば、急いで改築に向かうのでしょうか。浜坂認定こども園も、その結果を待ってから対応すべきです。津波の危険という急ぐ理由がなくなったのであれば、ここで検討すべきことは、古くなった2つのこども園をどうしていくかということです。

数年前に温泉小学校の改築後すぐに統廃合をして、多くの問題点が浮き上がったことを思い出します。西村町長は、こども園の統合はしないと発言されましたが、このことについて教育委員会でのしっかりとした議論や決定が裏づけされているとは思われません。早急に浜坂地域の保育行政のあり方を決定し、発表すべきであります。整備検討委員会は、それを受けて進めるべきでしょう。今この補正予算で土地鑑定料を認めると、整備検討委員会の最終報告を待たずに建てかえ候補地を議会が決定したこととなります。そうではなく、議会は大きな問題となったすこやか広場の取りやめを含めた検討委員会の最終報告を受けてからの審議とすべきです。

この補正予算の審議の冒頭に、執行部よりこの鑑定料の執行停止という案が発表されました。確かに執行停止をするならば、ここまで修正案を出す必要はなかろうではないかという意見もあるかと思えます。しかし、これは大きな間違いです。条件つき禁止の原則というものがあります。執行停止を促して、条件をつけて議案を通してくださいというような条件つき表決を望んでいるというように思います。条件つき表決の禁止の原則というものは、自己の表決を条件の成否にかかわらしめることを禁止する原則であります。条件とは、その法律行為の効力の発生または消滅を実現するかどうか確定しない将来の事実にかかわらせることであります。これは執行しないということであります。

会議体の意思は、表決が終了した時点で確定されるべきものであります。条件つき表決を認めるならば、その条件の成否が判明するまで議決は確定できない。いつ確定するか時間的に定かではないということになります。標準会議規則、標準町村議会会議規則と言いますが、そこには、表決には条件をつけることができません。第69条と定めてあります。当局は、条件つき表決を促すのではなく、この場に至っては、委員会の意見を尊重するのであれば、減額修正をして議案の差しかえをすべきことが正しい道ではないのでしょうか。私はそのように思います。

よって、以上をもって提案説明といたします。賢明な議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。

提出者に対する質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたします。

いろいろこの件をめぐるには混乱がございましたが、要は提案者の法的な議会運営にかかわることは、そのとおりだと思います。しかしながら、古くなった2つの園をどうするのかと。この問題については、これからそうなると大庭認定こども園と浜坂認定こども園を統合した形でやれという意図が見えるわけです。そうすると、これから一体何年かかってこの新しい園の整備ができるのか、この問題についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、温泉地区の小学校の統合問題も出ました。それをいわば新しく建てかえて、そこにほかの小学校が統合される形になってるわけです。しかしながら、これは住民の中でも、いろいろとやっぱり問題ありと。それ以前にも、温泉地区では幼稚園と保育園を1カ所に集めたわけです。これも強引な過去の町執行部の方策でありました。こういった中で、統合することによって地域が力がなくなっていくというか、本当にそれでええのかなと。そこにも大きなやっぱり禍根が残ってると言わざるを得ません。

これらの問題について提案者の方はどう考えますか。一つは、もし統合問題に変えるんだったら日にちが、一体いつに建てかえることができるのか、そういうことになって

くるわけです。それと、統合によって、一つは地域の力が落ちると、こういった子育てを、いわゆる子供をふやせと言いながら、予算がない、お金がない、だから、統合せよというような議論になっていきそうだと私は思うんですけども、この2つの点についてのどのように思われますか。

○議長（中井 勝君） 小林委員。

○議員（8番 小林 俊之君） 統合をすべきという意図が見えるという発言がございましたけれども、個人的な見解はさておきまして、統合をしたほうがいい、悪いという、それぞれの意見があると思いますけれども、それよりも大事なことは、そういうことを決定していくという積み上げ努力がされていないというように思います。教育委員会が我が町の幼児教育をどうすべきかということを決めて方向を出すこと、それが抜かっているのではなかろうかと思えます。

以前の教育長は、岡本教育長は統合しないと言っていました。教育長もかわり、教育委員もメンバーが変わっております。津波が来るから急ぐと言って向かってきたこともあるわけですから、そういうことも含めて我が町の幼児教育をどうすべきかという大きな問題を先に決めるべきだと思います。だから、私が統合がいい、統合がいけないと言う立場にはありません。何かの機関で、教育委員会が中心になってそれを決めて、それに向かって計画をしていくというのが正しい道ではなかろうかなと思います。

統廃合することによって地域の力が失われていくということは、確かにそれはあるかも知りませんが、逆にメリットもあります。そういうことを含めて、例えば教育委員会が中心になって、先ほどありましたけれども、何かの機関をつくるかつくらないかは別として、そういうことを決めていくべきではなかろうかなと思います。町長は統合は嫌いのようですけれども、そういう問題ではなくて、もう少し教育委員会が主導権を持った教育のあり方をやっていくということが大切ではなかろうかと思えます。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 過去の前期の教育長のお話がありましたけれども、そのときには統合せずに、あくまで浜坂認定こども園を建てかえるんだという話でございました。要は家から通える範囲内で子供たちが通える認定こども園と、これが大きな理由でありました。教育長が変わるたびに、そういう方針が、たとえ新温泉町の教育がどうあるべきかという話まで持って、これを変えていくと、実際のところ一体どういうことになってくるのか。今回の問題についても、結果的にはいつ建てかえが、一つは岡本町政のときには平成30年度には建てかえたいというような過去に答弁もあったわけです。こういったことについて、実際のところできなくなってしまうということになると思うんです。

大きな観点からというのは結構な話なんですけども、実際に一日も早く建てかえてほしいという声がいっぱいあるわけですね。そのことについてどう応えていくかが行政であ

り、議会であると思っております。その点はどのようにお考えですか。

○議長（中井 勝君） 小林議員。

○議員（8番 小林 俊之君） 確かに30年を目途に計画をしてきたという経緯はございます。すこやか広場という用地が暗礁に乗り上げた結果、そこは、その話はある一定の区切りをつけるということが必要ではなからうかと思っております。しかしながら、30年に向かってきて、すこやか広場、そこはとまったわけですから、津波のこともあり。そこで津波がなくなったから大急ぎでつくるというのではなくて、今、私が感じるのは、目先に追いやられてるといいますか、どさくさに紛れて進んでいるような気がしてなりません。ですから、そうではなくて、もう少し大きい視野で、今を機会にして、いいタイミングだと思って、大きい視野で大庭も含めた考えをある時点で出すべきではなからうかと思っております。

我が町の子供たちが生まれるのは70人です。温泉地域もありますし、それを分けてみれば何人の子供を保育するということになるでしょうか。そういうことも含めて、1回しっかりと落ちついて検討する時期が今ではなからうかなと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質問終結いたします。小林議員、御苦労さまでした。

○議員（8番 小林 俊之君） よろしくお願ひします。

○議長（中井 勝君） これから討論に入りたいと思ひますが、討論はありますか。
暫時休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時13分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

これから討論に入ります。

まず、原案に対し、賛成者の発言を許可いたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、原案に賛成の立場から討論をいたします。

今回の問題については、今後の町の教育行政、これを決める大きなことであることは間違いのない事実であります。しかしながら、県が発表した津波、こういった問題について振り回されたことも事実であります。前町政では、平成30年に建てかえるという町民的に約束をしたわけですが、その後、すこやか広場などのいわゆる場所の選定で混乱をもたらしました。これは安易な選定であったということを示し上げたいと思ひます。

こういった中で、いつこの新しい認定こども園が建設がなされるのかどうなのか、これは極めて町民的にも、特に浜坂地区の皆さんにとっては強い要望があるところでござ

います。こういった中で、時間的に何年先に建てかえになるのかわからないような状態では、実際に子供たちを今後数をふやしていく、こういった中での施策の一つとして認定こども園をその中核にしていく、こういったこともなかなか見通しが出ないわけであります。

今回、町当局がいわゆる土地鑑定料を凍結をするということの措置をとりましたが、これはこれで一時的な措置でありますけども、実際に議会とのきちっとした調整を図りたいという意思のもとで提案がなされたところでございます。そして、私は根本的に2園を、大庭認定こども園、そして浜坂認定こども園を統合することについては反対の立場であります。結果的には、やはり私の知ってる町では、小さな小学校を統合せずに残す、こういったこともやられる中で、新温泉町よりも出生率が高いといったところもあるわけで、子供たちにはしっかりと金をかけていく、こういったことが必要ではないかと思えます。

その意味で、一日も早く浜坂認定こども園が建てかえられることを望んでおります。そして、法的な議会運営の問題については、修正案の提案者の言うとおりであります。しかしながら、それを乗り越えてでも一日も早く建てかえる、そのための議論が必要だと私は考えてるところでございます。この立場から、原案に賛成をいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、原案及び修正案に対し、反対者の発言を許可いたします。ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（中井 勝君） では、次に、原案に対し、賛成者の発言を許可いたします。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 私は、修正案に反対、原案に賛成という立場で意見を述べさせていただきます。

兵庫県が公表した日本海沿岸地域津波想定地域に現浜坂認定こども園が区域外であるということで、緊急に移転の必要がなくなり、少子化の中で浜坂地域全体の保育行政を見直し、財政の将来の負担の減少、行政の効率化で議論すべきであるというような点は大変納得させられました。私も、先日の総務教育常任委員会で同僚委員の質疑を聞きながら、なるほどと思いました。しかし、一方で、そうなりますと、浜坂認定こども園の建てかえ問題がますます先送りされることとなります。

そうした中で、修正案に賛成するか、原案に賛成するか、自分なりにここ1週間ほど熟慮して、いろんな人に意見を聞いてまいりました。そして、以下の2点のことで修正案に反対、原案に賛成することにいたしました。

まず第1点は、本町の移住・定住政策に対し、園舎問題を先送りすることは大きなマイナスになるという点であります。浜坂認定こども園の移転問題については、3年間の長きにわたって、さまざまな観点から議論されたわけであります。ここでようやく新し

い検討委員会で候補地がほぼ決まりつつあり、来年度設計業務、再来年度建設ということで、今の流れでも33年度からの開園がぎりぎりのところであります。これが白紙といいますか、もう一度浜坂地域全体の保育行政を見直して再検討となると、そういった合併問題等の協議で最低1年ぐらい、候補地の選定でも1年から2年ぐらいかかることになるのではないのでしょうか。そうしますと、最速でも平成35年度以降の開園ということになります。

現在、浜坂認定こども園のゼロ歳児の保育は、施設の問題でできません。待機児童はゼロということを知っていますが、浜坂認定こども園で受け入れてもらえれば、預けたいという潜在的需要は今もあるのではないのでしょうか。さらに、来年10月より国の施策で3歳児以上の保育料が無料となり、その結果、上の子の保育料が無料なら、下の子も保育園に預けよう、預けて働こうというような流れもでき、2歳児以下の保育需要も高まると思います。そうなれば、保育施設の整備は喫緊の課題となると思います。

白紙からの検討となれば、子育て環境の整備がおくれおくれとなり、移住・定住策で人を呼び込むどころか、現在本町に住んでいる若い世代の方がもっと子育て環境や住宅環境が整備されている他自治体への流出に一層拍車がかかり、少子化及び社会的人口減少が進むという悪循環に陥ります。町に若い世代の人や子供が減って、町の元気さが失われます。そのことが人口減少に伴う町税や人口から加算されていく地方交付税の減少にもなり、逆に財政的にも悪影響を及ぼすおそれがあります。それでなくても本町は、以前同僚議員が一般質問で質問されたように、移住・定住策が後手後手となっております。住みやすい自治体ランキング上位を目指すどころではなく、下位にランクされてしまうのではないのでしょうか。若い世代の他自治体への流出に歯どめをかけるため、第2期検討委員会の答申を踏まえ、町当局の原案に賛成すべきと思います。

また次に、第2点であります。このような認定保育園というような公共施設が商店街や商業施設の集客にも寄与しているという点もあります。浜坂認定こども園は現在、大型スーパーの近くにあり、また浜坂の商店街にも比較的近い位置にあります。昨今、多くの地方の自治体で公共施設が郊外に移転し、中心市街地が空洞化し、空き店舗がどんどんふえてるという現状があります。

今回の検討課題の候補地のほぼ結論といいますのが現有地に隣接する土地を購入して、新たな園舎を建設するというので、引き続き大型スーパーの近くで、商店街にも比較的近い位置になります。移転により周辺の人々の動きがますます寂しくなるということもありません。これが2点目の原案のメリットであります。もちろん第一は、園児の安心・安全であります。第2期浜坂認定こども園整備検討委員会で、このことに対しても十分論議された結果、この案が出たと聞いております。これらを踏まえて、私は修正案に反対、原案に賛成するものであります。以上です。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。賛成、反対……（「原案に賛成します」と呼ぶ者あり）

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 原案に賛成の立場から発言させていただきます。

私は、同僚議員が申されたとおり、たくさんの移住・定住・子育て支援策というものを考えた上でも、この町の町並みを考えた上でも、このように現在の場所、検討委員会が考えてくださった場所を望んでいます。といいますのは、検討委員会の委員の中には1期よりずっと検討してきてくださっている方たちもいらっしゃいます。その方たちが長年というか、数年も検討してくださった結果、議論も何度も踏まえてして下さっています。その検討委員会の委員さんたちの意見も尊重させていただきたいと思います。それと、町並みも出ましたが、今ある園の土地柄、その園の温かさというのはやはり大切にされるべきではないかと思います。そこにあるからこそ育まれているもの、子供たちを育む力というのが今までからも育っていると思います。

検討委員会の1期の中で、すこやか広場を決めたという発言がありましたが、それにつきましては、検討委員会で決めたわけではありませんので、そこは訂正をお願いいたします。そのような理由から、私はこの原案の凍結のほうに賛成したいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんね。（「今のは反対の討論じゃないんですか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ほかに討論はありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は、修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきますと思います。

この件については、一般の方から浜坂認定こども園が改築になる、場所は今検討中だ。そういったことについて大庭はどうなるの、大庭は後回しで、また町としてどう考えるのということを尋ねられました。つまり一般の町民からすれば、少なくとも浜坂認定こども園に子供を預けられるであろう方々以外の方にとっては、ある意味での蚊帳の外、議論に加われてない、そんなふうに感じました。確かに森田議員、浜田議員の言われること、中井次郎議員の言われることにも一理は大いにあると思います。しかし、今回の大阪の地震に対する本町の対応が早かったのと同じように、一歩立ちどまること、少なくとも全町民が議論に加わる、考えてみる、そういったことがこの議会、町政の中に取り入れられる機会が必要ではないか。

今回、凍結という形での町当局の提案もありましたが、そこで本気でどうあるべきか

を考える、その一石を投じる上では、今回出された修正案というのは大変意義がある。そこで議論がなされて、早急に浜坂認定こども園を進めろ、大庭は次に、または大庭もあわせて1カ所でもいいんじゃないかという方も多分おられるでしょう。なぜなら、浜坂認定こども園の利用の方々は、御近所から利用される方もいらっしゃいます。ところが、旧温泉であれば、ゆめっこ認定こども園は、御近所から徒歩で通われる方は皆無に近いだろうと。また、大庭の認定こども園も、時にはタクシーで乗りつけられる方も見受けられます。いろんな条件の方がいらっしゃいます。そこで議論に加わってない方々、そういった方々が見捨てられるということは、この町にとってマイナスも大きいことは認識すべきであろうと思います。

その中で、森田議員がおっしゃったように、この町の形、まちづくりの形、将来の形を見据えることも多分必要です。郊外に持っていけばいいというものではないと常々感じています。今、浜坂駅前がとても寂しい形になってきています。この町を元気ある町にするのに1個1個だけではなくて全部で考える、そんなことが必要ではないか。そんなふうな思いで、何の原稿もなく、ここにただ思いだけで立たせていただきました。ぜひ皆さんの賢明な御判断をいただきたい。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時33分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

これから採決に入ります。

まず、本案に対する小林俊之君ほか2名から提出されました修正案について採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立9名。多数であります。よって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 4 分休憩

午後 3 時 3 5 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に協議いただきましたとおり、議案第 6 4 号から議案第 7 1 号までの平成 3 0 年度特別会計及び公営企業会計 8 会計の補正予算につきましては一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 1 2 議案第 6 4 号 から 日程第 1 9 議案第 7 1 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 2、議案第 6 4 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 1 3、議案第 6 5 号、平成 3 0 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 1 4、議案第 6 6 号、平成 3 0 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 5、議案第 6 7 号、平成 3 0 年度新温泉町浜坂地域残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 6、議案第 6 8 号、平成 3 0 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 7、議案第 6 9 号、平成 3 0 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 1 8、議案第 7 0 号、平成 3 0 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 9、議案第 7 1 号、平成 3 0 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを一括上程とします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 6 4 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてから議案第 7 1 号、平成 3 0 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして休憩中に担当課長より御説明を申し上げたとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 6 4 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第65号、平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第66号、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第67号、平成30年度新温泉町浜坂地域残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第68号、平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第69号、平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 4ページのこれは積立金ということで、整備基金積立金ということですが、これは今トータルで何ぼたまっとるんでしょうか、基金が。それを教えてください。

○議長（中井 勝君） 北村上下水道課長。

○上下水道課長（北村 誠君） 一般会計の決算書に基金残高については記載がございます。一般会計の決算書182ページをごらんください。持っておられますか。それでは、年度末の現在高が1,361万6,000円でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第70号、平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第71号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 5ページのあり方検討コンサル業務、これはどういう内容なんでしょうか。あり方検討委員会にコンサルものが必要なんでしょうか。その必要性についても教えてください。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） このコンサルですけれども、最終的な整理をするわけですね、第何回か開いて。その整理をしていただくためのコンサルの依頼です。要は製本していくという、これ町長に答申しますので、そういった資料づくりに協力していただくという名目で54万円を上げさせていただいております。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと整理というのがもう一つよくわからないんですけども、それこそなぜあり方検討委員会の中に。それは当然録音などもして、きちっと冊子をまとめるなり、それなりも必要だと思うんですけど、そういうのがこのコンサルの方のやることなんでしょうか、どうなんですか。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） それだけではないんですけど、いろんな視野のところから、いろんな助言をいただいたり、まとめるときに我々事務局として私もあるんですけども、我々と一緒に議論をしていきながらまとめていくと。皆さんの意見を聞くと多分ばらばらの意見がもしかしたら出るかもわかりません。そういう点のまとめということで、知識をおかりしたいということもございます。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

- 議員（４番 阪本 晴良君） この今の関係なんですけれども、あり方検討委員会の今後のスケジュールを教えてくださいと思います。
- 議長（中井 勝君） 土江参事。
- 町参事（土江 克彦君） ６月の議会の環境福祉でしたかね、１０月ごろからということでお話をさせていただいたんですけど、具体的に申しますと、期日を決めております。１０月に２０日に第１回目をして、後は変更があるんですけども、１１月に２回、来年の１月に１回、大体４回ぐらいを計画しております。そういったスケジュールでいかせていただきます。
- 議長（中井 勝君） ４番、阪本晴良君。
- 議員（４番 阪本 晴良君） 最終報告は、いつごろの予定をされておるでしょうか。
- 議長（中井 勝君） 土江参事。
- 町参事（土江 克彦君） 来年の３月の議会のときに環境福祉のときに最終報告をさせていただきます。次年度に向かっていくという方向で進めさせていただきたいと思ます。
- 議長（中井 勝君） そのほか。
１５番、中村茂君。
- 議員（１５番 中村 茂君） 環境福祉常任委員会の資料を見ると、とても順調にいったる感じがいたします。その中でのあり方検討委員会ですからね、ダブルでもっともっと調子よくなったらいいなという感じがします。従来から示してる病院改革プラン、これとこのあり方検討委員会、あり方検討委員会のレポートが出れば、改革プランの部分も多分修正とかがなってくると思うんですけど、できれば年度中には出ると思うんですけど、即あり方検討委員会から出てくるものを、最終案でなくても常に自分たちの持つてる改革プランを刺激するものがあれば随時補強しながら、要は出て、さあ、これからじゃなくて、どちらかという同時進行みたいに改革プランを修正する、そういう作業をしながら早期にこのあり方から出てくることを生かしてほしいなと。これは要望であります。以上。
- 議長（中井 勝君） 吉野事務長。
- 浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 御指摘のあり方プランの件ですけれども、年度当初には７月ぐらいを予定しとったんですけども、今回のあり方検討委員会との位置づけもいろいろ考慮しながら、ずれておりますけれども、改革プランについては遅くても１０月ぐらいには開催したいなと思っております。ただ、内容的には、あり方検討委員会については計画の中でのある一定の指標を定めております。その指標に定めて、それが現実に遂行されているのか、状況はどうか、これから変更していくことが必要なことがあるんだろうかというようなことは当然検証していくわけでありまして、現行のプランの中から変更点等も出てくるかもわかりません。そういったことは、当然あり方検討の中にもダブってるものもありますので、反映をさせていったりとか、参考意見につい

てはさせていただいて、よりよいあり方を検討していきたい、そういった材料にしたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。4時5分まで。

午後3時50分休憩

午後4時05分再開

○議長（中井 勝君） それでは、再開いたします。

日程第20 認定第1号

○議長（中井 勝君） 日程第20、認定第1号、平成29年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について御提案を申し上げるものであります。

御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。平成29年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、議長を除く15名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く15名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 7 分休憩

午後 4 時 0 7 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選となっております。休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長、池田宜広君、副委員長、宮本泰男君が選任されました。

決算特別委員会は、会期中に御審査を賜りますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 8 分休憩

午後 4 時 0 8 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に協議いただきましたとおり、認定第 2 号、平成 2 9 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定から認定第 1 1 号、平成 2 9 年度新温泉町新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定までの 1 0 議案について一括上程を行います。

日程第 2 1 認定第 2 号 から 日程第 3 0 認定第 1 1 号

○議長（中井 勝君） 日程第 2 1、認定第 2 号、平成 2 9 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 2、認定第 3 号、平成 2 9 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 3、認定第 4 号、平成 2 9 年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 4、認定第 5 号、平成 2 9 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 5、認定第 6 号、平成 2 9 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 6、認定第 7 号、平成 2 9 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 7、認定第 8 号、平成 2 9 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第 2 8、認定第 9 号、平成 2 9 年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第 2 9、認定第 1 0 号、平成 2 9 年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第 3 0、認定第 1 1 号、平成 2 9 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 認定第 2 号、平成 2 9 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算の認定についてから認定第11号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでにつきまして御提案を申し上げます。

御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第2号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についての10議案は、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号から認定第11号までの10議案は、決算特別委員会に付託することに決定しました。
暫時休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時13分再開

- 議長（中井 勝君） 再開いたします。

ここで、監査委員から決算審査報告を受けたいと思っております。

川崎代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

- 代表監査委員（川崎 雅洋君） そうしましたら、初めに平成29年度一般会計、特別会計決算審査について報告いたします。

平成29年一般会計及び特別会計6会計の決算審査を7月25日から8月6日まで、実質7日間で行いました。審査に当たりましては、小林監査委員と事前に提出がありました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況等について、決算審査意見書に記載しております6つの項目を主眼に置いて実施いたしました。

また、平成29年度中に実施いたしております例月出納検査の結果も参考にしながら、担当課長、それから担当係長の出席を求め、質疑を行う中で、関係諸帳簿及び証拠書類等と突合、照合を行いました。

職員の執務体制につきましては、出勤簿、出張命令書、復命書等と関係諸帳簿と突合し、照合を行いました。

審査結果につきましては、一般会計及び特別会計6事業会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書は、法令に基づいて調製されておりました。計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合しました結果、誤りなく記載されていたことを確認いたしました。また、基金の運用状況及び公有財産調書についても、非違はなかったことを報告しておきます。

決算の概要と審査意見を申し上げます。

平成29年度一般会計及び特別会計の決算額は、歳入総額151億8,424万9,16

9円、歳出総額148億5,622万3,125円となり、単純に前年度と比較しますと、歳入では1億168万8,044円、歳出では4億5,106万1,758円の増となっています。

財政指標におきましても、財政力指数は0.256と前年度から0.003ポイント低下していますし、経常収支比率におきましても83.8%、実質公債費比率におきましても10.8%と、それぞれ0.2ポイント、1ポイント改善されています。

町税収入では、前年度と比較しますと437万3,000円の増加をし、税別で見ますと、固定資産税、入湯税は減少していますが、住民税は1,698万2,000円、軽自動車税では170万7,000円の増となっています。

財政状況は徐々に改善されてきていますが、今後計画されています大型事業や起債償還の開始などにより、負担の増加が予測されます。引き続き計画性のある行財政運営を行うとともに、公会計制度などを活用し、資産、債務を適切に管理した健全な財政運営に当たっていただきたいと思えます。

このような決算状況をもとに、次の4項目について述べさせていただきます。

まず、自主財源の確保と債権管理であります。財源確保は、町の施策を推進する上で大変重要であり、特に一般財源の中でも町税収入は町の歳入の根源をなす収入であります。この町税の収入未済額は1億776万2,000円となり、前年に比べますと865万4,000円増額しています。また、国保・後期高齢・介護特別会計、保険税・料等の収入未済額は11,77万2,000円となり、前年に比べますと335万2,000円と増加し、いずれも徴収率は低下傾向にあります。

これらの町税、特別会計の保険税、保険料のほかにケーブルテレビ使用料、塵芥処理手数料等の未収金対策は、本町の安定的な財源確保及び町民負担の公平性の確保にとって極めて重要な喫緊の課題であります。

滞納債権の発生防止や債権に対する督促、回収、不納欠損処理につきましては、従来から決算審査及び定期監査においても重ねて指摘しているところではありますが、債権の公的性質についての理解や債権管理方法に一部不十分な点が見受けられました。

このようなことから、全庁的に滞納者情報の共有体制を整えるなど、債権管理への理解、強化やルール化、徴収強化と処理の迅速など債権処理対策の強化に向けた全庁的な取り組みを進め、滞納者数や滞納額の減少に最大限努めていただきたいと思えます。

次に、時間外勤務の管理についてであります。本町では、国家公務員のように超過勤務の縮減規定はありませんが、平成29年度では選挙、災害等の特別事情はあるものの、時間外勤務が年間360時間を超過してる職員も数名あります。中には500時間を超える職員も見受けられました。

恒常的な時間外勤務は、職員の健康維持のみならず、ワーク・ライフ・バランスに与える影響も大きいと考えます。慢性的な職員不足であると言われてますが、所属長が業務量の把握を行い、課内の協力体制を整えるなど職員及び業務の適正な管理に努めるとと

もに、職員の定数の適正化、組織運営の効率化などを図り、時間外の縮減に努めていただきたいと思います。

次に、職員の人材育成であります。職員は、業務の遂行能力の向上のみならず、住民の信頼を得る資質の向上に努めることが必要であります。人材育成の方策、推進、職員研修の基本方針を定め、外部機関による専門研修など研修制度は一定整備されていますが、特に若い職員の育成においては、日常業務における職場内研修の積み重ねが必要不可欠であると思います。職員全体での緊張感ある指導を継続し、引き続き職員のレベルアップに努めていただきたいと思います。

また、効率的な業務の遂行については、前項でも述べましたが、チームプレーが必要であると思います。縦割り、特に課内の担当意識を払拭し、職員全体で業務を遂行する意識の醸成、体制整備に努めていただきたいと思います。

次に、入札、契約事務の適正な執行であります。契約事項の執行に当たっては、職員個々による法令及び条例等理解、遵守はもとより、全庁的な内部統制及び課内における確認行為を徹底する必要があると思います。特に財務規則に規定された予定価格の限度を超えた随意契約による事務執行や、競争原理が働かない1社との随意契約による事務執行が少なからず見受けられますので、規則を厳格に適用し、適正な事務処理に努めていただきたいと思います。

このほかの個々の点もいろいろありますけれども、意見書のとおりでございますので、後ほど御清覧いただきたいと思います。

続きまして、平成29年度公営企業会計決算の審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

審査は、7月5日に公立浜坂病院事業、7月6日に浜坂温泉配湯事業、水道事業、下水道事業の3会計について、それぞれ担当課長、事務長、担当者の出席のもと、小林監査委員と審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から審査に付された決算書類に記載された財務の状況並びに経営の状況が的確であるかどうか審査するとともに、それぞれの事業について損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書、各会計証拠書類、諸帳簿を照合し、各企業の経営実績、経営状況、各書類の数値、内容について説明を受けながら審査を行いました。

審査の結果であります。各会計における決算書等関係諸帳簿並びに証拠書類の計数は、これらの諸帳簿との照合の結果、適正であると認めましたので、御報告いたします。

決算数値や各会計の詳細については、意見書のとおりでありますので、後ほど御清覧していただきたいと思います。

では、意見書でございますが、一般的なこととなりますが、課題、意見を中心に報告させていただきたいと思います。

まず、浜坂温泉配湯事業であります。給湯使用料の収納については、適正な管理と

ともに、督促等適正かつ確実な収納により滞納解消に努めていただきたい。

今後、人口減少による収支バランスが崩れる可能性が予測され、経営の悪化が懸念されます。より一層の危機管理意識を持って経営改善に努められるとともに、建設改良においては過大な設備投資とならないよう配慮していただきたいと思います。

また、配湯管の経年劣化に伴い、漏湯事故が増加傾向にあります。集中管理施設設計に基づき、引き続き計画的な施設の改修、整備を図っていただきたいと思います。

次に、水道事業会計でございます。

水道使用料の未収につきましては、適正に管理するとともに、訪問や面談を初め滞納の解消に向けて計画的かつ実効性のある取り組みについて一層努力をしていただきたいと思います。

少子高齢化、若年人口の流出が続き、長期的に有収水量は減少傾向にあります。構造的とは言えますが、給水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引き上げ、引き下げも必要であり、財政構造の見直しを含む抜本的な対策が求められます。経営の分析をもとに年次的に適正規模による施設の改良と経営の健全化に努めていただきたいと思います。計画的な施設整備と経営基盤の安定を図るため、料金改定を含め、引き続き経費の節減に努めていただきたいと思います。

また、近年、想定を超える災害が頻発していますが、組織として常に危機管理意識を持ち、緊急時に即応できる体制を確立していただき、応援体制の確立や訓練の実施など迅速かつ的確な対応がとれるよう、引き続き計画的な体制を充実させていただきたいと思います。

次に、下水道事業についてであります。

加入金、分担金を含む使用料の未収金については、適正に管理されるとともに、計画的な収納を徹底することにより滞納解消に努めていただきたいと思います。

下水道への接続は、快適な生活環境と水質保全のみならず、下水道事業の経営に大きな影響を与えていることと思います。下水道未接続者に対しての事業の意義、必要性を理解していただくとともに、接続の促進に努めていただきたい。

また、学校を含む公共施設についても、早急に接続されることを働きかけるよう要望しておきます。

今後、人口減により収支バランスの悪化が予測されますが、外部委託を含めた効率化を進め、より一層の経営改善に努めるとともに、施設の改修、整備においては計画的かつ過大な設備投資とならないよう配慮していただきたいと思います。

最後に、公立浜坂病院事業会計であります。医療及び利用料等の未収金に関しては、管理簿を作成するとともに、納付の督促と時効中断の処理など適正な管理を行うとともに、収納に努めていただきたいと思います。

常勤医師、看護師、介護福祉士など医療・介護スタッフの確保のために全力を傾注するとともに、新たな制度の創出を含む、あらゆる手法、手段を検討・推進し、人材確保

と人材育成に努めていただきたいと思います。

病院事業であります、町の中核医療機関として郡医師会を初めとする地域の医療及び福祉関係機関との連携や信頼関係を構築するとともに、地区巡回講座など住民を巻き込んだ取り組みを充実させ、住民に信頼される病院機能の充実に一層努めていただきたいと思います。

また、大学、専門中核病院等の医療連携を実施し、システムを活用した医療サービスの向上を実現され、患者本位の病院を構築させていただきたいと考えております。

また、改革プランに沿って経営の効率化、再編、ネットワーク化、経営など形態の見直しに立った改革を継続し、地域における良質な医療を確保するよう要望しておきます。

介護老人保健施設、居宅介護支援事業におきましては、高齢化の進展に伴い、需要はますます増加してきています。利用者とその家族のニーズに対応したサービスの提供を徹底していただきたいと思いますと考えております。

在宅復帰、また在宅生活支援機能を基本とする施設の特性を住民に周知徹底するとともに、入所、通所、稼働率の向上により経営改善を図っていただくことを望み、決算審査の報告といたします。以上です。

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

決算審査報告は終わりました。

決算特別委員会は、会期中に審査賜りますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 2 9 分休憩

午後 4 時 3 0 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次は、9月28日金曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後 4 時 3 0 分散会